

第1回資源管理のあり方検討会
議 事 録

水 産 庁

第1回資源管理のあり方検討会

1. 開催日時

平成26年3月24日（月）13：30～16：23

2. 開催場所

農林水産省 本館7階 講堂

3. 出席委員（敬称略）

櫻本 和美 勝川 俊雄 八木 信行 東村 玲子 濱田 武士
佐藤 正典 長屋 信博 重 義行 幡宮 輝雄 田添 伸 藤田 利昭

4. 水産庁側出席者

香川水産庁次長 枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 熊谷管理課長
内海漁業調整課長 太田漁場資源課長 加藤資源管理推進室長

5. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
(1) 検討会開催の趣旨等について	4
(2) 水産資源の状況及び資源管理施策の現状について	8
(3) クロマグロ、スケトウダラ、トラフグ等を事例とした資源管理の現状と課題等 について	39
(4) その他	50
3. 閉 会	53

○事務局（熊谷） 予定の時間がまいりました。ただいまから第1回資源管理のあり方検討会を開催させていただきます。

私、管理課長の熊谷と申します。座長選任までの間、議事進行に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日のあり方検討会は公開で行うこととしておりますが、カメラ撮りにつきましては冒頭の座長選任までということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。封筒の中をごらんいただきたいと思います。最初に配席図がございます。その後に、資源管理のあり方検討会議事次第というのがあります。この中に資料1から資料3までが入っております。それから資料4-1、水産資源の状況及び資源管理施策の現状について、（1）我が国における資源評価と資源管理施策についてでございます。それから資料4-2、（2）諸外国における資源管理施策について、資料4-3、（3）TAC制度、IQ・ITQ方式について。それから資料5、クロマグロ、スケトウダラ、トラフグ等を事例とした資源管理の現状と課題についてでございます。漏れ等ございませんでしょうか。もしございましたら、事務局のほうまでお申し出いただければと思います。

また、各委員の机の上には、我が国周辺水域主要魚種の資源評価等の最新版を置いております。そのもととなった調査結果や国際資源調査の結果に関する資料を、入口付近の机の上に平積みしております。部数は限られておりますが、ごらんになって、もし本日傍聴の方でも必要がございましたら、申し出いただければ私のほうで用意させていただきます。

それでは、開会に当たり、水産庁次長の香川よりご挨拶申し上げます。

○香川次長 今、ご紹介いただきました水産庁次長の香川でございます。

第1回の資源管理のあり方検討会を開催するに当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様には委員就任をお引き受けいただき、また年度末で大変ご多忙の中、本委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

改めて申し上げるまでもございませんが、水産資源の適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給や、水産業の健全な発展の基盤となる重要なものでございます。我が国周辺水域の世界三大漁場と言われる恵まれた漁場環境を生かしながら、水産資源の適切

な管理を通じて、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現することが、水産日本の復活に向けた重要な緊急な課題となっております。

我が国周辺の水産資源の水準は、全体的にはおおむね安定的に推移していると言えますが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もございます。このような資源を持続的に利用していくためには、どのような資源管理措置が適当であるのか、早急に検討する必要がございます。

本検討会では、TAC制度やIQ方式など、現行の資源管理施策の現状と課題についてレビューを行い、一方、クロマグロ、スケトウダラ、トラフグなど、資源が悪化している魚種や、太平洋マサバのように資源が回復基調に入った魚種の資源管理について具体的に取り上げ、議論をお願いしたいというふうに考えております。

また、水産庁といたしましては、議論の過程において資源管理の主体となって取り組む現場の漁業関係者のご意見も十分に伺った上、委員の皆様との議論を通じ、今後の資源管理の推進方策を取りまとめてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

簡単でございますが、検討会開催に当たって私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（熊谷） それでは、審議に入ります前に、本日、ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

資料1、最初の議事次第の裏でございます。これに従いましてご紹介させていただきます。上から順番に、まず櫻本委員でございます。

○櫻本委員 櫻本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（熊谷） 勝川委員でございます。

○勝川委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（熊谷） 八木委員でございます。

○八木委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（熊谷） 東村委員でございます。

○東村委員 東村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（熊谷） 濱田委員でございます。

○濱田委員 濱田でございます。よろしくお願いいたします。

- 事務局（熊谷） 佐藤委員でございます。
- 佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 長屋委員でございます。
- 長屋委員 長屋でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 重委員でございます。
- 重委員 重でございます。
- 事務局（熊谷） 幡宮委員でございます。
- 幡宮委員 幡宮です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 田添委員でございます。
- 田添委員 田添でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 藤田委員でございます。
- 藤田委員 藤田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） なお、本日は牧野委員は所用により欠席となっております。

委員の紹介は以上でございますが、続いて水産庁からの出席者を紹介させていただきたいと思います。

次長の香川でございます。

- 香川次長 香川です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 資源管理部長の枝元でございます。
- 枝元資源管理部長 枝元です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 増殖進部長の長谷でございます。
- 長谷増殖推進部長 よろしくよろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 漁場資源課長の太田でございます。
- 太田漁場資源課長 太田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） 資源管理推進室長の加藤でございます。
- 事務局（加藤） よろしくよろしくお願いいたします。
- 事務局（熊谷） なお、後ほど漁業調整課長内海のほうも出席いたします。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事（１）の検討会開催の趣旨等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（加藤） それでは、資料の説明をさせていただきます。資源管理推進室長の加藤です。よろしくお願いします。座ったままご説明をさせていただきます。資料2をごらんいただけますでしょうか。

資料2に、本日の検討会の開催趣旨等を整理しております。趣旨につきましては、冒頭の香川次長の挨拶でも申し上げましたとおり、水産資源の回復と漁業生産の維持増大を実現することが非常に重要な課題となっている中で、資源管理に関します検討会を水産庁に設置をし、今後のあり方について検討を行うというものでございます。

検討事項については、①から③まで整理しております。TAC制度、漁業許可制度、資源管理指針・計画体制等の現行の資源管理施策に対する現状と課題。次にクロマグロ、スケトウダラ、トラフグなど、資源が悪化している魚種を事例とした資源管理の進め方。この中では、定置漁業等沿岸漁業におけます取り組みの強化でありますとか、IQ方式の導入の可能性などについても、議論を予定したいというように思っております。

最後に①、②の議論を踏まえまして、今後の資源管理方策について検討を進めさせていただければと思っております。

次に、資料3-1をごらんください。こちらに本検討会の開催要領の案を整理しております。第2の検討会の構成でございます。先ほどご紹介させていただきました委員をもって、本検討会を構成することとしたいと思っております。委員の任期につきましては、検討会が終了するまでということ、また、本検討会で必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができるということにしたいと考えております。

検討会の運営でございます。検討会には座長及び座長代理を置くこととし、座長は委員の互選によって選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名することとさせていただきます。座長は検討会の議事を総括し、座長代理は座長を補佐するとともに、座長に事故がある時にはその職務を代理することとしたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、本検討会は公開といたします。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、委員会に諮った上で非公開にすることができる。また、検討会の配付資料、議事概要についても、同様な扱いとしたいと思っております。

本検討会の事務局につきましては、水産庁資源管理部管理課において行い、本要領に規定していない事項については、検討委員会に諮った上で、その取り扱いを決定することとしたいと思っております。

次に資料3-2をごらんください。こちらに検討会の開催予定ということで整理をしております。本日3月24日、第1回の会議、以降、4月中旬に第2回、5月中旬に第3回、5月下旬第4回、6月中旬の第5回の会議で取りまとめることができればと考えてございます。4月中旬の第2回の会議では、各種資源管理施策について、また先ほど申し上げました魚種別の資源管理の推進方策について検討をしたいと思っております。また、第3回におきましても、魚種別の資源管理の推進方策ということで議論をさせていただきたいと思っておりますが、具体的にどのような施策あるいは魚種について、第2回、第3回で議論するかということにつきましては、本日の会議の最後にご議論いただければと思っております。

また、本検討会では、委員の方々の間の活発なご議論、あるいは委員の方々からの資料提供や提案を受けながら、進めることができると考えております。また、個別魚種の検討に当たりましては、必要に応じて業界関係者や専門家をお招きをし、ご意見を伺うという機会を設けたいと考えてございます。

説明は以上です。

○事務局（熊谷） ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 北海道庁の幡宮でございます。今の事務局のほうから、資料1から3まで、ちょっとご説明があったんですけども、かなり幅広く資源管理全般について検証していくというそういうことと、あとクロマグロ、スケトウダラ、トラフグなど、こういう個別の魚種についても検討を行われるということのご説明もございましたけれども、この3-2を見ますと、今日は第1回目ということですけども、第5回の6月中旬までに、それほど時間もないかなとは思いますが、どの程度まで、どこまで対応といいますか、お考えになっているのかということが、ちょっと質問ということで1点でございます。

あともう一つ、ご承知のとおり、資源管理というのは公的規制に加えまして、漁業者側の自主的な取り組みも含めて、いろいろ幅広く実施してきたというふうに承知はしておりますけれども、こういうような個別の魚種の検討を今後進めて行くに当たっては、関係する漁業者の意見も十分にお聞きして踏まえていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、それについて水産庁としてどのようにお考えになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○枝元資源管理部長 大きく2点ご質問をいただきました。検討の範囲なり、運営の仕方ということで、非常に短期間で申しわけなく思いますけれども、できる限り個別の具体的な魚種で、いろいろな議論ができるといいなというふうに事務局としては思っております。

そういう意味では、各魚種の資源管理を進める上での課題ですとか、取り組みの方向性、あと、実際に現場で取り組む上で、考慮すべき事項等について、本委員会各委員各位からご意見を伺いまして、その取り組みを進める上でできるだけ具体性を持った方針のようなものを、この検討会で取りまとめられればいいなというふうに思っています。それを受けまして、どう現場で取り組むかということについては、取りまとめられた方針を受けまして、水産庁として必要な場合にはその予算ですとか、資源管理措置の制度設計ですとか、そういうことを行って、都道府県なり関係団体、現場関係者の方々と十分に調整を図りながら、実行に移していくようなことをイメージしております。

そういう意味では、今ご指摘いただきましたとおり、非常に時間的に厳しい状況はございますけれども、仮に来年度予算ということになりますと、それに反映させていく必要もあるということで、一応、6月ということのを頭に置いております。回数は5回ということにしてございますけれども、議論の経過によって、また委員の皆様方ともご相談して、そこについては、可能な範囲で弾力的にやればいいなというふうに思っております。

あと2点目の漁業者の意見、自主的な取り組みを進めている日本の資源管理の中で、実際の漁業者の意見を取り入れるべき、聞くべきという点、これはご指摘ごもっともだろうと思います。今回、取り上げております魚種にしても、TACにせよ、資源管理計画にせよ、また広域漁業調整委員会ですとか、各県なり市町村行政ですとか、試験機関ですとか、漁業者団体の中とか、いろいろな所で様々な議論が行われてきた魚種でございます。そういう中でも、やはり乗り越えられずに現在まで残された課題というものが、これらの魚種にあるのではないかというふうに考えておりまして、それを緊急に取り組んでいかないといけないのではないかということで、検討会でぜひ活発な、また有意義なご議論をいただきたいと考えております。

それについては当然ながら、実際の漁業をされる方々の意見を十分に踏まえる必要がございますので、検討会の場に漁業関係者のご出席をいただいて、ご意見を伺うとともに、検討会の期間においても、水産庁としても可能な限り現場のほうに出向いて行って、関係者の方々からさまざまなご意見を伺いながら、また進めていきたいと思っております。

非常に短い限られた期間で恐縮とは思いますが、効率的な議論ができるようによろしく願いいたします。

○事務局（熊谷） 幡宮委員、よろしいでしょうか。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

もし無いようでしたら、このあり方検討会の開催要領等をご了解いただいたということで、進めさせていただきたいと考えております。

それでは、まず開催要領第3の2にありますように、座長を選任していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

重委員、お願いします。

○重委員 座長につきましては、このような資源管理の委員会等に経験が豊富な櫻本委員にお願いしてはどうかと思いますので、よろしくご検討願います。

○事務局（熊谷） ただいま、重委員のほうから、櫻本委員に座長をとというご推薦がございましたが、ほかにご意見ございませんでしょうか。

特段、無いようでしたら、櫻本委員に座長をお願いしたいということでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」という声あり）

○事務局（熊谷） それでは、今後のあり方検討会の進行につきましては、櫻本委員のもとで進めさせていただきたいと思います。

櫻本委員、よろしく願いいたします。それでは、座長席のほうに移動いただきたいと思っております。

なお、カメラ撮りににつきましては、ここまでとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○櫻本座長 ただいま座長に選出されました海洋大学の櫻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。不手際な点が多いと思いますが、委員の方々のご協力、それから水産庁事務局のご協力を得まして、活発に、かつ円滑に議論を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきます。

それでは、開催要領に従いまして、私のほうから座長代理を指名させていただきたいと思っております。東村委員に座長代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○櫻本座長 それでは、東村委員に座長代理をお願いいたします。どうぞよろしくお願
いいたします。

○東村委員 よろしくお願いいたします。

○櫻本座長 それでは、議事次第に従いまして、議題に入らせていただきたいと思います。

まず、議事の2でございますが、水産資源の状況及び資源管理施策の現状について、説
明をお願いいたします。

○事務局(加藤) それでは、資料のご説明をいたします。資料につきましては資料4-
1から資料4-3でございます。この資料につきましては、一括してご説明をさせていただ
きたいと思っております。資料をお手元にご用意いただければと思っております。

まず資料4-1を1枚おめくりください。1ページ目には我が国の漁業・養殖業の国内
生産の状況というものを整理しております。次、2ページでは、資源あるいは海況の調査
体制ということで、水産庁と水産総合研究センター等の関係、そして3ページにはその調
査体制ということで、それぞれの海区水研等の設置の図を整理しております。

4ページからが、我が国の資源の状況でございます。平成25年度におきまして、資源水
準が高位にあるものが12系群、中位が36系群、低位が36系群ということになっておりまし
て、我が国におきましては52魚種84系群の資源評価を行いまして、毎年、公表をしている
ところでございます。

次に5ページをごらんください。こちらには今申し上げました系群ごとの資源評価の経
過を整理をしております。平成15年、平成20年、平成25年の5年置きの資源水準につつま
して、整理をしております。左の欄の上段のほうには、TAC対象魚種ということで、マ
イワシからスルメイカまで、各系群ごとに整理をしております。以降、マダラから始まり
まして、中段、それから右端のほうに向かって、資源水準が高位のものから中位のものに
並べかえて整理をしております。

本日からの検討会の中で、魚種別として議論いただきたいというものにつきましては、
TAC魚種でありますマサバの太平洋系群、これにつきましては低位であったものが25年
には中位に回復をしているという資源でございます。また、その5段下になりますスケト
ウダラ日本海系群につきましては、低位状況が平成15年からずっと続いているという魚種
でございます。また、一番右の欄でございますけれども、中ほどより下に、トラフグの日

本海・東シナ海系群がございます。これも低位がずっと継続している魚種でございますし、また同欄の一番下には、太平洋クロマグロ、これは5年前は中位水準というものが、現在、低位水準まで下がっているということで整理をしております。

次に6ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは参考としまして、今申し上げました52魚種84系群がどのようなシェアを占めているかというのを左のところに示しております。52魚種84系群で、我が国周辺の資源水域における漁業の漁獲の約8割を占めているという状況になっております。

次に7ページ、8ページ、9ページは、マサバ、マイワシ、あるいはブリの資源についての現状の状況を整理をしております。後ほどご参考にしていただければと思います。

次に10ページをごらんください。10ページには我が国の漁業管理の特徴を整理をしております。我が国周辺は世界の中でも魚種の多様性が極めて高い海域になっております。下の図にございますとおり、中緯度にある日本におきましては、全漁獲量の8割を占める魚種の数18種類ということになっておりますし、それと対比をして、例えばノルウェーのほうを見ますと、その8割を占める魚種が7種類ということで、このような特徴がございます。また、大変古くから営まれてきました日本の漁業につきましては、諸外国に比べ漁業者の数、あるいは漁船の数が極めて大きく、またさらには小型漁船の割合も極めて高いという特徴がございます。これにつきましては右下のところにデータを整理をしております。

次に11ページをごらんください。このような特徴を有します我が国におきまして、古くから漁業の許可とTAC制度といういわばその公的な管理と、漁業者による自主的な資源管理の取り組みを組み合わせることで、資源管理を現在効果的に実施をしているところでございます。下の欄に記載のとおり、漁業許可制度、漁船の隻数、あるいは総トン数というところを管理をし、漁獲可能量、TAC制度で年間の漁獲量の上限を管理をするというものに加えて、後ほどご説明いたしますが、平成23年から開始しました資源管理指針計画体制のもとで、全国的な資源管理を展開しているという状況でございます。

次、12ページには、TAC制度の概要ということで7魚種を載せております。対象魚種の考え方は、記載のとおりでございます。13ページにはTAC設定の体制ということで、資源調査及び資源評価を基礎としまして、農林水産大臣が水産政策審議会に諮問をし、答申を受け、その後、大臣管理漁業、知事管理漁業というものにTACを配分をして管理を

しているということを整理しております。

次に14ページをごらんください。現在の日本のTAC制度におきましては、今申し上げました大臣管理分、あるいは知事管理分に配分されますが、それがさらに漁業団体ごとに、各漁業種類ごとに配分をされるという形になっております。その配分されたTACをもとにしまして、漁業者団体が協定等に基づき管理をするという仕組みをとっております、内容としましてはTACの期間別、海区別、団体別の配分、あるいは期間別の漁業者ごとの個別割当、あるいは集中漁獲があった場合の休漁や操業ごとの水揚制限というような、地域の実状に応じた管理を行っております、この結果、TACの集中消化の防止、あるいは漁期を通じた操業機会の確保、過剰投資の抑制ということを実現することとしております。

下にはサバ類、大中型まき網におけるTAC管理の実態ということで整理しております。TACの決定の後、大臣管理漁業として配分されたものを全国団体が受け、それを各会員ごとに配分をし、その配分を受けた北部太平洋まき網漁連におきまして、先ほど申し上げました月別の漁船別の漁獲目標量、個別割当を行っているという状況で、この表の一番下の船団数というのが25とか29とかあります。これはそのときの漁場形成に応じまして、その北部太平洋海域で操業する漁船が変動しますので、それに合わせた形でやっているということを整理している部分でございます。

次に15ページをごらんください。こちらは我が国が行っております個別割当、IQ方式の導入事例ということで資料を整理しております。現在は大西洋クロマグロ、ミナミマグロ、ベニズワイガニ、この3種につきまして国が漁業法に基づく個別配分というようなやり方を実施しております。これらは漁業の特徴としましては、量の捕捉が容易であること、あるいは混獲がほとんどないこと、対象漁船、あるいは水揚港、あるいはその水揚の頻度が限定されているということなど、漁獲量の厳格な管理が可能であるということがあるかと思えます。魚種ごとの状況につきましては、下に記載のとおりでございます。

次に16ページをごらんください。ここに記載しておりますのは先ほどご説明しました平成23年から実施をしております資源管理計画、あるいはモデル事業、TAC協定等によりまして、各地域でそのIQ的な取り組みが実施されていることをご紹介します。現在は、資源管理計画体制の中では、13の資源管理計画の中で自主的なIQ的な取り組みが行われております。表で見ますと、左から3つ目のところに資源管理計画という欄がござい

ますが、その括弧書きの中に入っているトータル13のところが計画の中で定めておりますし、また新潟県におきましてはIQ導入モデル事業ということで、ホッコクアカエビの管理の取り組みが行われております。以降、TAC協定といいますのは大臣管理漁業ですけれども、TAC協定という自主的な取り組みの中で行っているものでございます。

次に、今も申し上げました資源管理計画の体制について、簡単にご紹介しております。枠組みについては重複しますが、右の欄の一番下のほうをごらんいただきたいと思います。現在、計画そのものは1,700余の計画がございますが、その計画に参加している漁業者の方々の漁獲量が、全漁獲量に対してどの程度の割合があるか、それをカバー率ということで表現しておりますけれども、大臣・知事管理漁業全体から見ても、77.8%というカバー率になっております。ご参考にしていただければと思います。

次、18ページには、参考としまして大臣管理漁業と知事管理漁業のそれぞれの資源管理措置の整理をした表を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

この資料の一番最後19ページは、資源管理指針、計画体制のもとで取り組む漁業者の方々を支援する政策としまして、資源管理収入安定対策を平成23年から実施をしております。これは資源管理計画に参加している方につきましては、漁業共済の枠組みを活用しまして、共済掛金の一部の支援、あるいは通常共済では、その8割が共済の発動ラインとなるわけですが、その上に「積立ぶらす」ということで、発動ラインを90%まで積み上げた体制を作成しまして、現在、皆様に活用していただいているという状況でございます。

次に、資料4-2をごらんください。諸外国におけます資源管理施策について整理をした資料でございます。1ページ目には主要各国の漁業の構造ということで整理をしております。先ほども若干ご説明しましたが、日本の漁業の特性としまして、対象魚種の多様性が高いということ、漁業者数、漁船数が多く、25トン以下の漁船比率という形で見るとその零細性というか、それが他国に比べて高いという構造になっているということで整理をしております。

次に2ページ目です。こちらは主要各国の資源管理の施策ということで、インプットコントロール、先ほどの漁業許可制度等についてです。それとテクニカルコントロールといいますのは、漁具ですとか、操業期間ですとか、そういういろいろな形の管理、それに加えて、TAC制度というそのアウトプットコントロールの中に、総トータルのTAC、個別割当のIQ、さらに譲渡性を加えたITQという3つがございますが、それが主要国

の中でどのように活用されているかを整理をしております。整理の仕方としましては、各国のTAC導入状況、あとはITQ導入の状況ということで整理をしております。こちら辺は本日ご出席の各委員の方がご専門だと思いますので、ご参考にしていただければと思います。

3 ページは、引き続き国として日本と韓国の同様の状況を整理しております。

次に4 ページには、ノルウェーにおけます資源管理施策ということで、これも事務局のほうで現在把握をしている状況について、簡単に整理をしたものでございます。先ほど言いました漁業許可ということでのインプットコントロール、あるいは操業水域の規制、テクニカルコントロールに加えまして、ノルウェーにおきましてもTAC管理が実施されております。細かい内容は記載のとおりでございますけれども、特徴としましては(3)に記載しております個別漁船漁獲枠制度、IVQという制度をノルウェーにおいては採用しております。これは船ごとに上限を決めて管理をしていくというものです。ただし、同種の漁船を2隻所有する船主が1隻を削減するという場合には、両方の漁獲量を1隻のIVQとして利用可能という特徴のある制度でございます。また、右側の(4)の漁獲物の販売制度でございますが、ノルウェーにおきましては、法に基づいて全ての漁獲物の一次販売を販売組合を通じて行うことが義務づけられておりますし、また、最低買付価格というものを漁業者と流通業者が毎年交渉の上で決定をするという特徴もございますし、また漁獲物につきましては、その9割を超えるものが輸出向けとして流通しているという特徴がございます。これについても後ほどご参考にしていただければと思います。

次に5 ページですが、議論の対象の1つでありますITQに関する資料です。ITQにつきましては、漁業の経済効果の向上、あるいは小規模漁業者、あるいは加工流通業者、地域社会への影響とか、さまざまな面で国際的にも賛成論といわば反対論というものが拮抗しております。ここに記載のものだけではないと思いますけれども、主な肯定的な意見、主な否定的意見ということで、主点を記載した上で掲載しておりますので、これについてもご参考にしていただければと思います。

次に資料4-3、こちらの議題の中で最後の資料でございます。資料4-3の1 ページをごらんください。この資料4-3の構成につきましては、平成20年にTAC制度等に関する有識者懇談会というのを開催いたしました。その際、最終的な取りまとめの中で、TAC制度全体について、あるいはIQ、ITQ制度について、取りまとめがされたところ

ろでございます。その中で何点か今後検討すべきという点がございまして、それについてその後の状況ということで整理をしております。

まず、1 ページ目にはT A C 決定プロセスの透明性向上でございます。これにつきましては、T A C 設定に当たっては、公開の場での事前説明会等を開催をしておりますし、またパブリックコメントを行った上で、最終的に水産政策審議会にお諮りをしているということで、透明性の向上につきまして努めているということでございます。

次に2 ページをごらんください。A B C とT A C の関係についてでございます。T A C の設定初年度は平成9年でございます。その当時、円滑なT A C 導入を行うということ、あるいは漁業経営への影響を考慮して、A B C を超えて漁獲の実績に見合ったT A C を設定してきたという経緯がございます。T A C 有識者懇の前の年、平成19年の時点では、4 魚種9 系群でA B C を超えたT A C が設定されておりました。その後、有識者懇談会の議論を踏まえまして、以降、A B C とT A C をあわせるよう努力をしてきたところでございます。

平成25年におけますA B C を超えるT A C 設定は、スケトウダラの太平洋系群と日本海北部系群、それとズワイガニの日本海西部系群のみでございます。ただ、これらのA B C を超えるT A C 設定に際しましては、その関係漁業者の方が小型魚の保護でありますとか、あるいは産卵親魚の保護のための漁期短縮等の取り組み、休漁というような資源管理措置に積極的に取り組むことを含めて、水産政策審議会の場でご説明をした上でご了解をいただいてT A C を設定しているという経緯がございます。下のほうに、魚種別の実績の表がございます。三角形の黄色いラインがA B C でございまして、青い点がT A C でございます。見ていただきますと近年はその黄色と青がほぼ同じ値となっておりますし、またピンクの採捕量につきましても、大体の魚種で近年はA B C を下回る漁獲も見られるということでございます。

次に3 ページでございます。これが先ほど申し上げました3 系群につきまして、平成25年漁期の状況を整理した資料でございます。スケトウダラ太平洋系群につきましては、当初のA B C、16万6,000トンに対して、当初T A C、17万1,000トンということで、A B C を超えるT A C を設定しましたが、その後の再評価で全体のA B C は18万トンに増加しております。実際の漁獲見込みも15万4,000トンということで、再評価後のA B C は下回っているという状況になっております。また、一番下のズワイガニ日本海系群A 海域につき

ましても、当初のTAC設定はABCを超えたものでございますが、再評価結果、3,800トンと同等の当初TACということに結果的になっております。漁獲見込みにつきましても、ABCを若干下回るということでございます。

その次に、真ん中のスケトウダラ日本海系群でございます。ここは非常に資源状況が悪化をしております、ABCにつきましましては7,600トン、再評価結果後では6,500トンという値に対しまして、当初のABCは近年同量の1万3,000トンというTACを設定しております。現在の漁獲見込みにつきましましては、9,000トンということになっております。ただ、先ほどご説明しましたとおり、それぞれの系群の管理に当たっては、自主的な取り組みがされております。それが右側のところに記載しておりますけれども、例えば真ん中のスケトウダラ日本海系群の管理におきましては、操業日数を通常の年の15%まで削減するという、非常に強い資源管理をしております。また操業期間の短縮でありますとか、禁漁区の設定、あるいは小型魚の保護というような取り組みを現在やりつつ、このTAC管理をしているという状況でございます。

次に4ページをごらんください。これはTAC対象魚種の追加について、当時ご議論があったところでございまして、現在につきましましては7魚種が指定されておりますが、この追加ということにつきましましては、引き続き検討すべきという有識者懇の指摘がございました。その後、現在設定しております7魚種に次いで漁獲量の多いブリ、あるいはカタクチイワシという魚種の管理について、水産政策審議会及び広域漁業調整委員会の場を通じて、TAC魚種への追加も含めて、どのように資源管理に取り組むべきか現在検討を進めているところでございます。

近年の検討の経緯ということで、左下に整理をしております。平成24年、一昨年11月の水産政策審議会におきましては、カタクチイワシ、ブリ、ホッケ、ウルメイワシ、マダラ、この5魚種につきましましては、その時点では追加の必要性は低いものの、引き続き検討するという結論をいただいております。その後、各広域漁業調整委員会におきまして、これら魚種の資源管理について、議論を開始をしております。その中でホッケにつきましましては非常に資源の悪化が著しい中、道内の関係者の合意の上で、漁獲努力量の30%削減に着手をしております。その後も広域漁業調整委員会を中心に議論を継続しているところでございます。

5ページをごらんいただきたいと思っております。これが今申し上げました魚種についての現

状、資源管理の考え方、取り組み課題ということについて整理をした資料でございます。こちらは今月開催しました3海域の広域漁業調整委員会の場でこの資料に基づいて議論をいただき、基本的に記載のとおりの方で今後も検討を継続していこうということになっております。

簡単に一部ご紹介しますと、例えばカタクチイワシの現状としましては、シラスから成魚まで、満遍なく多様な知事管理漁業中心としたもので漁獲をされているという特徴がございます。また、ブリにつきましては非常に今資源が高位の状況ですけれども、分布回遊範囲が非常に拡大しているという中で、漁獲の4割が定置網であるという現状がございます。

それら現状の中から資源管理の考え方としましては、やはり漁獲量そのものの数量管理というものについての効果がなかなか明確ではない中、漁獲努力量の管理というものを基本にして考えていくということで整理をしております。ただ、そのような管理につきましても、非常に関係者が全国的に多い状況でございますので、関係者間での情報を共有しつつ取り組むべき措置を今後も検討するという、また特にブリにつきましては、その定置網の漁獲管理措置も検討する必要があるということで、今後の取り組み課題を整理しております。ホッケにつきましては、先ほど申しあげました非常に強い資源管理を、今後も引き続き推進するということだと考えております。ウルメイワシ、マダラにつきましては、今後の資源管理の方向性をまさに今月開催しました広域漁業調整委員会で開始をしたという状況になっております。

すみません、資料説明が長くなり恐縮ですが、次、6ページをごらんください。6ページにはTACの期中改定のルール化でございます。これもTAC管理期間の中での改定につきましては、ルール化をして透明性を図るべきという指摘に対しまして、平成21年に下に記載しております3つのケース、これについてのみ実施するという整理をしております。ケース1は資源の再評価結果に基づくTACの改定によるもの、ケース2としましては、漁場形成に応じた配分量の調整ということで、浮魚類を中心にして漁場形成の年変動が大きい魚種について対応するものでございます。また、ケース3は生息域が外国水域にある資源ということで、こちらについては直近数カ月の漁獲量のデータを参考に、今後の漁獲見込みを算出し、変更する場合に実施するという整理をしております。

次に7ページをごらんください。ITQについてでございます。有識者懇の当時の指摘

につきましては、ITQについては一般的に導入することについてはまだ適当ではないという整理になりましたが、その中で既にIQを実施している漁業につきましては、割当量の移動を認めることが適当なのか否か、あるいは関係者の合意が得られるかということについて、検討すべきというご指摘がありました。7ページには現在行っておりますミナミマグロ、大西洋クロマグロ、ベニズワイガニの割当の手順、考え方を整理してございます。ミナミマグロ、太平洋クロマグロにつきましては、漁業者が毎年その限度を申請をし、国としましては国際的資源でございますので、地域漁業管理機関によって定められました我が国に対する割当量、あるいはその採捕を行う漁業者、船舶の操業状況、いわば適格性であり、その能力というものを勘案して、船別に年間の漁獲量限度の割当を行っております。

この2魚種につきましては、同一漁業者が複数船舶を所有している場合には、その中で漁業者からの変更申請があった場合には変更できるという枠組みのもとで対応しております。一方、ベニズワイガニにつきましては、資源の状況、漁船の規模、あるいは過去の実績等を勘案して漁船別に配分しておりますが、今申し上げましたマグロ等と同様な仕組みがございませんので、今後必要かつ適切な場合には、同様の方法が導入できないか検討をするということで整理をしております。

最後に、ITQについての検討のときに考慮すべき事項ということで整理をしております。我が国におけますそのITQの導入につきましては、以下のような観点から検討する必要があるのではないかとということで整理をしております。1点目につきましては現在の限られた水産資源を漁獲して、国民に水産物を供給するという漁業の果たしますその公益的な機能というものを前提として、現在の漁獲量の割当は無償で行われているところでございます。無償で入手しました割当を当事者間の中で任意に販売するということを認めることは、不当利益を容認するということになるのではないかとという観点でございます。

次に、漁獲量の割当を受けた漁業者が、割当を使用しないという場合には、第三者に売却するのではなくて、行政に割当を一旦返還していただき、行政が適格性を審査した上で新たな漁業者が無償で割当を行うということが、最も公益に資するのではないかとという観点でございます。

次は、水産施策上も漁業への新規参入というものが要請されておりますが、その中で割当の購入が必要ということになりますと、新規参入者にとってはその参入のコスト増ということになるのではないかとという点です。

次に、割当量の移動を行う局面におきましても、その際には当該漁業者の漁獲能力を含めて、改めてやはり適格性というものについても審査を行うことが必要なのではないか。

また5点目としましては、その割当が権利化することによりまして、TACあるいはITQの削減が困難になるということなど、資源の改善に好ましくない影響を及ぼすおそれがあるのではないか。

また、長年培われてきた操業慣行や秩序ということだけではなくて、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあるのではないかという、これらの観点から検討する必要があるのではないかということで、事務局として取りまとめた資料でございます。

大変長くなりまして申しわけありませんでした。資料4-1から3についての説明は以上です。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。委員の方におかれましては、もう既によくご存じの内容かもしれませんが、一応とりまとめていただいて、改めてご説明をいただいたということでございます。

資料4-1は、特に日本の漁業の資源と管理の現状について、かなり広範囲にまとめていただきました。資料4-2のほうは、諸外国の管理制度と、その日本の管理制度を対比しながらご説明をいただいたということだと思います。資料4-3は、TAC制度の現状と問題点についてご説明をいただきまして、その問題点を解決するためには、IQとかITQが必要ではないかと、そのような取り組みも含めて現状についてお話しいただきました。

これは何年か前に実施したTAC制度の検討会の取りまとめをベースにお話ししていただいたものかなというふうに思っておりますけれども、まず最初に、この資料とそれから今ご説明いただいた内容につきまして、例えば事実確認とか、説明がよくわからなかったというようなところについて、ご議論いただきたいと思っております。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 平成20年に行った会議なんですけれども、そこでどういう結論になったかを、ちょっと簡単に説明していただけないですかね。日本の漁業に問題があるのかなのか。問題があるんだったら、それをどういうふうに解決していこうという話になったのか、ちょっと簡単に説明していただけないでしょうか。

○櫻本座長 TACの検討会のときの結論ですね。お願いします。

○事務局（熊谷） ご質問ありがとうございます。平成20年の12月に、T A C制度等の検討に関する有識者懇談会の取りまとめが出ました。そのときに大きくございましたのは、T A C制度の課題と改善方向及び個別割当方式についての考え方ということで取りまとめが行われております。

先ほどもうちの加藤から説明がありましたが、やはりT A C制度の運用面で非常に幾つかの面で問題があるだろうと。先ほどございましたように、決定プロセスが必ずしも透明性が確保されていないのではないか、それからT A Cの設定に当たりまして、科学的な根拠が非常に十分ではないのではないかと。余りにも漁業経営等の事情を勘案し過ぎているのではないかとということ、それからT A C魚種をさらに増やすことができないか、4点目としましては、期中改定というのはかなり柔軟に行われていたということがございまして、むしろこういったものをルール化、透明化するのではないかとという各種のご指摘に対しまして、先ほど言ったようなことで改善を図ってきたということでございます。

それから同時に、I Q、I T Q方式につきましても、導入を推進することについてどう考えるかということでもございました。このI Q方式につきましても、最初の資料の4-1でございますが、水産基本計画の中でもこのI Q方式につきましても、地域において各種の状況等が整った場合については、推進をしていこうというような考え方に基きまして、I Q方式については取り組みを進めていこうというふうに考えております。正確には資料4-1の16ページのところでございますように、24年の閣議決定にございますような、地域において実施体制が整った場合には、個別割当についても推進するというので、私どもとしても、こういった取り組みを推進するという観点から、資源管理計画等の中でも対応してきたということでもございます。

ただ、一方で、このI T Q方式ということにつきましても、やはりこの当時、要は漁業の効率性等々のために導入すべきではないかということのご指摘はございました。ただ、これにつきましても、諸外国の制度の運用状況、それに基づきます社会経済への影響としまして、かなりその経済的な面での側面としての効果が見られるところがある。一方で、社会経済的な問題等々がかなりいろいろな問題があり、それを日本に当てはめた場合については、これは慎重に考えていく必要があるのではないかとというようなことでものご議論、報告があったということでもございます。

○櫻本座長 ありがとうございます。勝川委員、よろしいでしょうか。

○勝川委員 よくわからなかったけれどもいいです。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほかに何か資料に関して、ご質問。

勝川委員お願いします。

○勝川委員 水産庁では、日本の水産資源の状態は、それほど悪くないという認識でいいんですかね。全体としては悪くない、先ほど説明がありましたけれども、そういう認識ですか。

○事務局（熊谷） それに関しましては、先ほどの資料の4ページ目でございますが、全体としましては、比較的安定しているのではないかと考えております。ただ、一部にはやはり資源的に問題があるというものもございます。

また生産量としましては、資料の1ページ目でございますように、非常にこの生産量が減ってきた要因としましては、遠洋漁業における漁獲量の減、それから特にこのマイワシを除いた漁獲量ということで見た場合に、比較的安定している。ただ、最近やはり漸減傾向にあるということがございます。こういったことは注意していく必要がございますが、比較的そういった面では安定している。ただ、やはり先ほど申し上げたように、取り組むべき課題と思われるものについては、しっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○櫻本座長 ありがとうございます。勝川委員。

○勝川委員 僕は漁村に行ってみると、どこでももう魚がないという話ばかりなんですね。昔はこんなにとれたとかね。大型船が根こそぎ持って行ってしまうので、もう自分たちはとる魚がないというふうに、いろいろな県で同じような話を聞くんですね。ですから、全然ここで議論されている、資源がいいというのを前提にしている議論というのは、一体どこの国の話なんだろうなといつも思うんですね。

今日、こちらに大勢の方が平日にもかかわらず傍聴に来ました。皆さん、資源管理に対して問題意識なり関心があると思うんですね。もしそれが日本の水産資源の状態というのが、水産庁が言うように問題がないんだったら、多分、こうやって人は来ないと思うんですね。ではなんでそういうふうになるのか。現場に行くと本当に魚がない話ばかり。そしてここに来ると、こういう資料を見ると、なぜか魚がいることになっているんですね。

これはその理由の一つは、日本はこの資源水準の表現の仕方というのが海外と違うんで

す。日本以外の国は、漁獲がほとんどなかった時代を基準に、資源が高位だとか、中位だとか、そういう状態を判断するんですけども、日本の場合、過去20年以上にわたる、要するに恣意的にとって過去のある時点から、そこから前は考えないということでやっているんですね。ですから、減った段階で資源が維持されれば、自動的に中位になるという、そういうやり方でやっているんですね。これ海外と同じように、漁獲がほとんどなかった水準を基本にして、水準を判断してみてもどうかと。そういう試算をぜひ次回までやっていただきたいなと思います。

例えば水産庁が過去に漁業者に実施したアンケートでも、漁業者の9割が資源は減っていると答えているんですよ。資源がふえていると答えた漁業者は、たった0.6%です。ですから、水産庁の認識と僕が漁業の現場で見聞きしていることというのは、本当に大きな隔たりがあって、ちょっと余り現実的ではないのではないかなと思います。また、沿岸漁業は本当に危機的な状況にあって、今おっしゃったように、TAC制度というのが大臣許可漁業も含めてきちんと運用されて、沿岸漁民に対してきちんと魚が残っているとは、僕は到底思えないんですよ。これはどこの県を回っていてもそうですけれども。その辺、全漁連の長屋さんはどんな感じの認識ですかね。資源の問題。沿岸漁業者は魚がいなくてかなり苦しんでいると僕は思うんですけども、どうですか。

○長屋委員 資源の状況についての評価というのは、これは水産庁が4ページにございますように、52魚種84系群について調べられているわけですから、この調査についてしっかりと説明をされたらどうかというふうに思います。

それから沿岸と沖合の問題でありますけれども、我が国の場合は、非常に高度に水産資源を利用しているわけで、沖合漁業と沿岸漁業、それぞれの中で管理をしながら、漁獲をしてきているというところがございます。水産資源全体がどうなっているかという問題もあるかもしれませんが、それは魚種によって区々だというふうに思っておりますので、こういうことを踏まえてそれぞれの魚種等の資源の管理がどうあるのかということを経験していきながら必要があると思っております。

そういった意味で、私どもとして今回の検討会においては、どの管理の手法が合理性を持つのか、それからその効果というのをどうそれぞれ見ていくのかということ、しっかりとこの場で議論していただいて、日本の資源の管理というもののあり方をご議論いただく、そういう場だというふうに思っております。

○櫻本座長 ありがとうございます。資源の状況に関しては、その認識がちょっと違うという面があるようではありますが、この資料4-1の5ページ目に、各52魚種84系群の資源評価の過程がありますね。これはきちっと資源調査をされて出された結果だと思うんですが、それも含めて、資源状況に関する事実関係を少しはつきり議論したほうがいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

今、勝川委員が言われたのは、漁業者の方のどちらかと言えば感覚的なお話かもしれないですね。

○勝川委員 いや、だからでは減っていない、資源がいいのに、では何で漁業者の9割が資源は減っていると認識を持っているのか。やっぱりそれが霞ヶ関の中の議論と、漁業の現場の議論って、全然ちょっと状況が違うと僕は思うんですよね。その辺、もうちょっと実際に漁業をされている漁業の現場の声というのを聞いてみたらどうですかね。

○櫻本座長 水産庁のほうから何かありますか。

○事務局（熊谷） あくまでもこの高位、中位、低位というのは、最近の20年にわたる状況をどう見るかということ。ただ、最近、だんだんこの中位、低位、高位のみならず、漁獲量だけではなくて、親魚量等いろいろな側面から見ておりますので、だんだんこの高位、中位、低位の見方につきましては、改善が図られてきているのではないかというふうに思っています。決して全ての資源がいいというわけではありません。

ただ、一点だけ、特に私自身も地方沿岸の漁業者等を伺ったときに、先般もちょっと島のほうへ行ったんですが、そのときにもやはりもう一つ今回の評価にはなっていない魚種という面でも、相当大きな問題があるという。特に磯根関係ではそういう資源があるというふうに考えております。その現場現場によってその声というのがちょっと違ってきておりますので、私ども今後いろいろな場面、どういったことが本当に関心があり、どういうものについてそういうふう感じておられるかということにつきましては、常にご意見を伺いながらやっていきたいというふうに思っています。

○櫻本座長 ありがとうございます。その認識の違いが大分あるということなので、それを今後詰めていくというようなことをやっていこうということだと思うんですが、それでよろしいですか。

八木委員、お願いします。

○八木委員 すみません、多分そのアンケートの結果というか、オンラインサーベイか何

かをされた結果と、その科学的な調査の結果に齟齬があるその原因は何だろうという、そういう話だと思うんです。多分、経済関係でも、日本のGDPは横ばいかやや上がっているんですが、景気は悪いと言っている人が非常に多いとかしかるべきことですね。そういうことはよくあるんですよね。オンラインサーベイで漁業の場合、資源が減っていると言っている。そのクエスチョネアというか、質問、そこをちゃんと解析しなければいけないと思うんです。それで、回答者がその質問によって何か特定の資源を思い浮かべやすいのか、それとも全ての資源を思い浮かべやすいのか何なのかというのを、ちょっと検証しなければいけないと思うんですよね。だからちょっとそこは質問票の原票に戻って解析されたほうが良いと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今、勝川委員が言われたところの資源の状況をどう見るかということについては、大事なところだというふうに思います。そこはある程度共通の認識を持って議論していかないと、この場でも議論にならなくなっていくと思います。私がさっき申し上げましたように、この4-1の4ページのこの評価の結果は、議論していくための、私はベースになるんだと思っておりますので、ここについてはしっかりとそれなりのご説明ができるようにしていただきたい。要するに、何をもとにこの場で議論していくかということがはっきりしないと、また議論が拡散していくと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。それをやっていくにはどうすればよろしいんでしょう。そのプロセスはどうすればよろしいでしょうか。

○事務局（熊谷） このところの資料につきまして、改めて次回、しっかりと説明できる、どういう形にするかも含めて、私ども事務局で考えさせていただきまして、また場合によっては委員の皆さんのご意見を伺いながら。ただ、先ほどのように、まずこの内容をしっかりと説明をする。この根拠について。その違いがどこに出てくるかということについても、少し分析ができればと思っております。ちょっと具体的に今、こうすればこうできるということはなかなかありませんが、もし、その辺についてご提案が具体的にございましたら、よろしくお願ひいたします。

○勝川委員 最初に言ったように、海外で行われているように、漁獲がなかった時代の水

準と比べて、今どの程度なのかということを経験していただきたいです。既に減ったところを基準にしてみるのではなくて、本当に魚が多かった状態を基準に、今どれぐらいか。例えばそれはもう当たり前のように海外ではやっているんですよね。WCPFCの科学院でも、クロマグロが未開発時の5%かな、SSBが。そういう形で出てくるので、やっぱり未開発時と比較してみないと、本当の資源の状態ってわからないと思うんですよね。ですから、もちろん、今その4ページの内容についてきちんと整理するのも大事なんですけども、海外と同じようなやり方で、日本独自のやり方ではなくて、同時に海外のやり方でやってみた場合、どういう結果が出るのかということも、ぜひ併記していただきたいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

○太田漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。勝川委員のおっしゃっていることは、いわゆるBゼロに対して、Bカレントが何パーセントかということを経験してはどうかということだと理解しますが、私もマグロの国際委員会に非常に頻繁に出ておりますので、大体マグロの国際委員会でそういうやり方でやっているのは承知しておりますけれども、ここにあります52魚種84系群で、何でもかんでもそれができるというわけではないと思いますので、現時点でそのBゼロが計算できるかどうかというのは、確たることは言えませんが、それはできるかどうかも含めて、検討させていただきたいと思いますが、ただ、ちょっと気をつけなければいけないのは、例えば大西洋のクロマグロで昔Bゼロを計算しようと思ってやったら、2つ極端な結果が出て、片や100万トン、片や1,200万トンという非常に幅の広い数字が出たこともございますので、Bゼロというのは基本的には、いわゆる全く漁業をやる前の資源でございますが、日本のように非常に長い間漁業をやっている歴史のある国におきましては、それこそ非常に昔までさかのぼらなければならないということもありますので、どのぐらい確度を持って物事を言えるかどうかというのは、ちょっと現時点ではお約束できないということだけは申し上げさせていただきたいと思います。

いずれにしても、できるかどうかも含めて、検討させていただきたいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

八木委員、お願いします。

○八木委員 海外の話がありましたけれども、FAOだと、多分FAOも似たような資料

のOverexploitedとか、だから過剰に漁獲されている資源の割合がこう推移していますと。過少利用、だから余り利用されていない資源の割合はこう推移していますという資料をつくっていると思うんですね。ですから、多分FAOはそういうBゼロが求まらないような途上国の資源などをたくさん解析して、そういうやり方をしているんだと思うので、むしろFAOのやり方を参考にされて、似たようなこういう図をつくられたらいいのではないかなというふうに私は思いました。

○櫻本座長 ありがとうございます。

重委員、お願いします。

○重委員 我々が今ここで資源管理のあり方を検討する前提に今の日本の漁業の実態があるわけです。ですから、今、勝川さんなり八木さんがお話になっていたような、外国の話やもともと人間が魚をとっていない時の資源量からいろいろ物を考えるというのも一つの考え方だとは思いますが、少なくとも今我々が考えなければいけないのは、今の漁業の現状、今の日本の資源の現状の中で、これからの資源のあり方を考えることであるならば、基本的には僕は今の水産庁のこの出している資料そのものは、そういう議論のためには十分役に立つと思うんです。だから別の資料を検討してまたやるということではなく、勝川さんがおっしゃったような話は参考の情報として用意できるか検討してもらって、この場では取り敢えずこれで検討を進めてみたらどうなのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○櫻本座長 今、そのアプローチの仕方としては、初期資源を計算してやっていくというのはもちろんあるんですけれども、私もそういう資源関係が専門なので、初期資源を計算できるのかなというのは、正直そう思ったんですけれども、初期資源をたとえ計算しても、その信頼性を考えるともうそんなの使い物にならんというものは、私の専門家としての見解ですけれども、初期資源を基準にしたアプローチの仕方もちろん参考になるでしょうし、FAOがそういうことをやっているのであれば、そういうのも参考にしていけばいいと思います。ただ今、重委員が言われたように、ちょっと話はそれるかもしれませんが、モデルベースではない管理のアプローチの仕方というのもあって、昔、私はクジラでそういうことをやったんですけれども、現状を見ながら、あるいは現状のトレンドと水準を見ながら管理していくという方法はあるんですね。モデルを全く仮定しないという方法なんですけれども、それが実用的には非常に有効だったんですけれども、今日

本の漁業管理というのは、比較的それに近いのではないかなというふうに私は思っています。ですから、初期資源を基準にした方法でなければ駄目であるという考え方もちょっと問題だなという気はしています。

今、重委員が言われたように、もう一度振り出しに戻って全部最初からやり直せというのと、とてもじゃないですけども時間的に無理なので、現状を踏まえてそこから管理を考えていくということで進めていきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 私も、今の重委員と座長のおっしゃった意見に同感だなと思っております。やはり資源管理と申しますけれども、資源管理を行うのは誰のためだというと、やはり国民にその食料を供給していくことと、あとそれを供給する生産者、漁業者の暮らしといかに成り立たせていくかという、そういうことだと思っんですね。

そういうことから見ますと、例えばこの中に一つ例がありますけれども、一番右の上に、ニシン北海道サハリン系群というのがありますけれども、これなんかを見ると、昭和の戦前の時代にピークを迎えていたとか、昭和30年ごろまで北海道の水揚げの過半を占めていたようなそういう魚種ですから、その評価をもとにして、その昭和30年、何十万トンととれたものから考えるのに、今、それに何の意味があるんだろうかなという気持ちが少々いたします。現に今ニシンなんか見ますと、もっと地域性のニシンで地域が潤っているわけでございますし、余りそういうところに立ち戻らなくても、今、重委員おっしゃったような今のものをベースにして、漁業者の資源管理をやっているわけですから、そういうところで進めればいいのではないかというように私も思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

東村委員お願いします。

○東村委員 ただいまの意見に私も賛成なんですけれども、ちょっと外国外国というのがいろいろ出ておりますけれども、具体的に多分先進国を指していらっしゃるんだと思います。発展途上国ではそういう管理体制ができていないことが多いので、念頭に置いていらっしゃるんだろうなと思います。

私の知る範囲での先進国ですが、やはり資源管理の考え方というのが少し違うと思います。資源をBゼロに戻す、もしくはそれに近い状態にするということを目標に置いている

括弧つきの外国と、現在の漁業者がより儲かるような、それから国民に資源を安定供給できるという目標を掲げている日本と、それを同一に並べて比べたり、議論したりというのは、やはりちょっと違うのではないかなと思います。

現状の資源をまず基本認識として、こういうものであるということは非常に重要ですが、一つ私見を加えさせていただくならば、どういう経営が成り立つ、どういうふうになれば漁業者の経営が成り立ち、また安定供給ができるのか、その視点から見て今の資源はどうなんですかという視点も、今、いろいろな注文が出ているところ大変恐縮ですが、そういう視点があってもいいのではないかと考えます。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

もう少し経済的な視点からも、資源というものを見るべきではないかというご意見だと思います。

勝川委員。

○勝川委員 まず今のコメント、非常に間違えていて、Bゼロを目的としている国ってないですよ。Bゼロを目的にしたら漁業できないですから。だから普通はBゼロを基準に50%から40%ぐらいの水準まで資源を減らして、それ以上は減らさないようにしようということをやっているんですね。ですから、僕が言いたいのは、今、Bゼロを基準にすることで、絶対的な水準に対してどの程度なのか、その妥当性というのは議論できるんです。ただ、この今の日本の資源評価だと、要するに20年程度の推移しかわからない。だからそれが高いところで動いているのか、低いところで動いているのかという、そういう物差しがないんですよ。だから、資源がどこまで減っても、では減ったところを基準に魚がいっぱいいた昔のことは忘れてやっていきましょうと、それをずっとやっていったら、どんどん魚は減っていきますよね。

あと、東村委員に質問なんですけれども、日本は途上国ですか。イエスかノーかをお願いします。あと、Bゼロを基準にしている先進国と、漁業者の利益を優先している日本とあるんですけれども、そのBゼロを基準に管理している国と日本と、漁業がどちらが儲かっているんですかね。ちょっと教えてください。

○東村委員 私が回答をすべきことでしょうか。

○勝川委員 いや、あなたにしていきたい。

○櫻本座長 八木委員、お願いします。

○勝川委員 何かおかしくないですか、発言に対して。

○八木委員 議長がそう采配されましたので。

○勝川委員 ちょっと議長がおかしいと思いますけれども。

○八木委員 とりあえず私が発言させてもらいますが、東村さんのご意見、割合本質的なところについて、なぜかという漁業を何の目的でやっているのかというのは、国によって違うんですよ。例えばアラスカは、スモールビジネスをすごく重要視していますから、そうするとファミリービジネスを守るというのをすごく重視するんです。ところが同じアメリカでも、カリフォルニアなどに行きますと、そうすると海産動物の混獲回避というのがすごく上位に来ますから、ですからそのファミリービジネスがどうあろうが、漁業の儲けがどうあろうが、オットセイですとかイルカが混獲されなければ、かなりその漁業のポイントは高いわけです。ニュージーランドやアイスランドは、輸出を目的としていますから、ですから漁業の効率が高ければ、非常にそのポイントは高いと思うんですよ。

日本の漁業は私が見る限り、雇用の創出ですとか、沿岸はですね、そういうものをかなり重視していると思うんです。ですからそのあたりを意思を統一した上で議論しなければいけないというふうに思うので、ですからその意味で東村委員のご指摘というのは、割合、的を射ているのではないかなというふうに思いました。

○櫻本座長 ありがとうございます。東村委員の発言で、勝川委員が言われたのは、別に初期資源水準に戻すことを目指して管理をしようと言っているわけではないと言われたのは、それでいいと思うんですけれども、逆に勝川委員に質問すると、それは20年というのは短過ぎますか。

○勝川委員 いや、これは僕はすごく意味があると思いますよ、これ自体は。つまり20年程度の中長期的なトレンドで資源がどう動いているかという指標としてはこれは非常にいいですね。ただ、資源の状態が絶対的な基準と比べてどの程度にあるのかというのは、これではわからないですよという話です。これはこれで役に立つ資料なんですけれども、それとは別に、Bゼロのようなものを基準に見てはどうかという提案です。

○櫻本座長 物すごく本質的な話をしてしまうと、絶対数で議論するのは間違えているというのは私の考えなんだけれども、それ言い出すと話は混乱してしまうから言いませんけ

れども、だから絶対数絶対数というのが必ずしも正しいわけではないんですね。相対値で十分だという。

○勝川委員 必ずしも正しいものなんて何もないけれども、いろいろな見方をしたほうがいいのではないですかと、では逆に聞くと、これで全て議論できるわけではないですよ。別の視点の資料も準備したほうがいいのではないですかという話です。

○櫻本座長 わかりました。では、例えば20年間という期限を区切ってこの3つの数字がありますよね。これは20年という期限つき、もちろん期限つきだけれども、こういう傾向があるということに対しては合意されるんですか。

○勝川委員 それは全く合意しますし、ではこれが何を意味するかというと、要するに20年程度の中長期的なスパンで、低位というのは減少傾向なんですね。高位というのは要するに20年の中で中長期的に増加傾向ということなので、つまりこれを見ると低位のほうが多いというのは、中長期的に見ると減少傾向であるということの意味するのではないかと思いますけれども。

○櫻本座長 いや、低位が36系群で、中位が36系群で、高位が12系群ですよ。トータルで見ると低位が半分以下ですよ。

○勝川委員 これがランダムに変動しているのであれば、高位と低位というのは同じ割合になるだろうと思うので、ですから、これで見ると、要するに中長期的に見てやや減少傾向かなという解釈はできるかと思います。

○櫻本座長 今の最後はちょっと理解できなかった。

○太田漁場資源課長 正確に申し上げますと、資源評価を示すときに、低位、中位、高位に加えて、増加傾向か減少傾向かということもあわせて出しております、これはこの冊子の中を見ていただいてもわかると思うんですけども、この割合だけ見て減少傾向というのではなくて、その魚種ごとに今、高位か中位か低位かという、かつ減少傾向か増加傾向か横ばいかというところまであわせて見ていただかないと、その資源の傾向というのはわからないと思いますし、これだけを見て全体として減少傾向ということまでは言えないと思います。

○櫻本座長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 多くの委員の方々から意見出ましたけれども、今、太田課長からご説明にあったように、少しかみ砕いた、お聞きになっている委員以外の方々もよくわかるような資

料をご準備いただくということと、それから私も学問的には大変興味深いことではありませんけれども、Bゼロですか、そういうものを出していくということは、結構マンパワーが物すごくかかるんだろうと思いますし、それから出たものをどういうふうに議論に使っていくのかという課題も少しあるんだろうということで、どの程度というのはやり方によるんでしょうけれども、幾つか限定をすれば、どの程度のこのマンパワーというか時間というか、可能なのか、あるいは出し方のオーソライズされた手法というのがある程度あるものなのかどうか、その辺のところは知見のある方に教えていただけるとありがたいなと思います。

それから全体、漁業資源がどうなのかというようなことも大きな意味はあるんだろうと思いますけれども、どちらかというところと上がるもの下がるもの幾つかあって、この委員会はどこがどう射程なのかというのはあるんですけれども、やはり下がっているもの、低いままであるもの、それをどういうふうな管理システムによって状況を改善していったらいいのかというのが我々の大きな課題ではないのかなというふうに思って、そこに向けての補強的な資料を、時間的な制限、マンパワーはあると思うんですが、努力していただいて、会議に出していただければというふうに思います。

○櫻本座長 座長としてではなくて、一資源研究者としてちょっと発言させていただくと、初期資源量を求めるというのは非常に難しく、その精度まで考えるともうほとんど不可能と言ったほうがいいと思いますね。だから、TAC対象魚種ぐらいデータが集まっている資源であれば、そういうのも不可能ではないかもしれませんが、データがほとんどない資源に対して、それはほとんど無理だと私は個人的には思います。ですから、初期資源量を求めて何かやっていくというのは、ほとんどナンセンスというのは私の見解です。

それともう一つ、非常に勝川先生の普段発現されていることで、問題だなと思うのは、環境の影響をほとんど考えられていないですね。環境によって物すごい変わってしまうんですよ。環境を入れると実はMSYも怪しいというのが私の考えなんですけれども。そういう議論をし出すと、もう何が何だかわからなくなってしまうんですけれども。

だから一番大事なことはやっぱり多くの委員の方が言われていますように、現状がどうであるか。例えば20年間同じような努力量で漁獲をやっていて、資源がそんなに減っていないければ、これはすごくいいコントロールができていっているんだというふうに思うんですよね。だからそういう感覚でやっていったほうが多分間違いがない。ロスも少ないと思いますね。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 日本の資源全体がどうかという議論を、余り長くやってもこれは意味のないことだというふうに思っています。ですから私も先ほどからこの資料はこの資料として、一つ国がオーソライズをした資料なんですから、ここはどのようなものによっているかというのははっきりとご説明をいただく必要があるんだと思っています。

今回は、個々の資源について、魚種別に見ていくという議論の仕方を提案されているわけですが、それぞれの資源によって、その中のまた系群によって資源の見方はいろいろあるんだと思っておりますから、そこはそこでご議論いただきたい。全体がどうだから今の管理の手法が間違っている。またこういう管理の手法に全体を持っていけば全てが解決するという、そういう粗い議論ではなくて、今回こういう機会を設けていただいたわけですから、平成20年に議論をして、基本的な線は全部オーソライズされているんだと思いますが、今回、それをさらに深掘りをしようということであれば、やはりそういう個別の魚種の議論も含めて、それぞれについてどうあるべきか、ここをしっかりとこの委員会でご議論いただく、そういう場にさせていただければというように思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

○枝元資源管理部長 いずれにしましても、Bゼロの議論にしても諸外国でやっている例があるということですし、FAOのお話も出ましたので、当然ながら私どもも働く職員の数にも限りがあるので、どこまで何ができるかということ、全てできないということは何となくわかりましたけれども、いずれにしてもできるだけご専門的な委員会の方以外の方々、聞いていただいているの方々にも、できるだけわかりやすい資料をともかく用意しつつ、そのBゼロなり、FAOなりも研究させていただいて、ちょっとお時間をそこはいただいて、させていただければというふうに思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。座長の不手際で、随分ここで議論に時間がかかってしまいましたけれども、この表ですね、これがある程度オーソライズといたしますか、20年間と区切ってもいいと私は思うんですけれども、これが標準的な認識であるということ、議論を進めていかないと、これが全然実際の現状と違うではないかという議論になってしまうと、その後の議論が進まないの、20年間と限っていいと思うんですけれども、とりあえずこれを認識して、これを是認して議論を進めていくということによろしいでしょうか。

すみません、時間を随分とってしまいましたけれども。

勝川委員。

○勝川委員 20年前というのは、要するに維持すべき妥当な資源水準であったという前提があると思うんですが、それでいいんですね。要するに20年前程度を基準にするということは、20年前と同じ水準を維持しておけば、まあ漁業はいいだろうという、そういう考えですか。

○櫻本座長 20年前という意味ではなくて、これは20年間の傾向から割り出した低位、中位、高位という判断であるという。20年間のデータで議論しているという意味です。20年前という意味ではありません。

八木委員、お願いします。

○八木委員 議長が閉められたから、別の話題を聞こうかと思ったんですけども、いいですか。

○櫻本座長 そうですか。別の話題でも結構です。

資料4-1、10ページに、日本がとっている魚の種類が18種類と書いてあって、8割までのラインで行くと。それで、その前の4ページぐらい前、6ページの一番左の下に、日本の漁獲量の79.2%まで占めているのが52魚種84系群と書いてあるのですが、10ページだと18種類になっていて、ここで52魚種84系群となっているのは、矛盾があるような気がしたんですが、ここは私の勘違いでしょうか。

○櫻本座長 わかりました。10ページにそういう数字はありましたですか。

○八木委員 だから、多分、日本の総漁獲量がノルウェーですとかアイスランドに比べて、いろいろな種類をたくさんとっていますよという表だと思うんですよね。10ページ。それで日本が18種類となっているんですが、ところが6ページに、日本が資源評価した種類、52魚種84系群あると。それを全部足し合わせると、日本の漁獲の80%ぐらいになる、79.2%になると書いてあるんですが、そうするともしかして10ページの18種類ではなくて、52魚種84系群が10ページの数字としてしかるべきなのではないかと私は思ったんですが、そこは勘違いなんですか。

○事務局（熊谷） ちょっと6ページを見ていただきたいんですが、まずこれは生産量が約486万トンございます。これはまず海面と内水面に分けていると。それからその後に沿岸・沖合・遠洋漁業ということで、375万7,000トン、これが漁業生産ということになりま

す。養殖を除いています。この80%と書いてあるのは、要はその下の254万トン、我が国周辺水域に関するものということでございまして、この80%がもう母数になっているのは、我が国周辺で、例えばマグロとかホタテとか、こういうものを除いてしまっているんです。ですから、漁業生産に対する84系群ですと、約6割ぐらいになります。

もう一度になりますが、全漁獲量、10ページのほうは、全漁獲量ですね。沿岸・沖合・遠洋漁業のうち、8割まで行くのに18種類がかかわっています。これ18種類と書いておりますが、これに系群を加えともう少し大きな数に実際はなっております。

それからもう一方の6ページ目のほうですが、沿岸・沖合・遠洋漁業、これで375万トンになっています。52魚種84系群は、201万7,000トンです。申しわけございません、この79.2%という数字が、上の254万6,000トンに対するものでございますので、ちょっとそこが誤解を招く原因をつくっているのかもしれない。申しわけございません。

○八木委員 いやまあいいですけども、そうすると余計もっとおかしいのではないかと、486万トンの中の201万トンで、既に52魚種行っているのであれば、80%だったらもっとたくさん行くのではないかと——魚種の数ですね——と思ったんですけども、余りここで時間を食ってもしようがないので、後で次回にでもご回答いただければと思います。

○櫻本座長 多分、間違いはないということですけども、もう一度、ご確認いただいてご検討いただければと思います。

ほかに資料に関して何かご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

それでは、議長の不手際ですごく時間がかかってしまいましたけれども、この我が国の水産資源の状況及び資源管理施策の現状については、議論をこの辺でやめさせていただいて、10分ほど休憩をして、次の議題に入りたいと思います。

3時20分から始めたいと思います。よろしくお願いします。

(休 憩)

(再 開)

○櫻本座長 そろそろよろしいでしょうか。ご着席をお願いします。

議長のちょっと不手際で議事が大分伸びてしまいましたけれども、先ほど議論いただいたのは、資源の現状の認識に対してそごがあって、それについて議論していただいたということですが、この資源の低位、中位、高位という判断は、20年間という年限を限って、

ここに示されているものを認めて今後その資源管理のあり方について議論していこうという事で、先ほどの議論はとりあえずまとめさせていただきたいと思います。

先ほど全然議論していなかったんですけれども、これから2回、3回、4回と議論していくときに、先ほどご説明していただいた資料4-1から4-3のどういう項目に焦点を当てて議論をしていくのかという、そういう論点整理が全然できなかったの、これから30分ぐらいお時間をいただいて、どういうところに焦点を当ててこれから議論していくのか。資源管理のあり方として、どういう点を議論していくのかということについて、ご議論いただきたいと思います。

ご意見、よろしく願いいたします。

幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 まず、資料4-1の何点かあるんですけれども、17ページのところなんですけれども、先ほど公的管理とあと漁業者の自主的管理があってというお話を先ほど申し上げたんですけれども、漁業者の自主的な管理、これは17ページ、18ページに出ていますけれども、これの都道府県が資源管理指針というのをつくって、それに基づいて漁業者が資源管理計画、自主的な資源管理をやっているのがかなりあるんだと思いますけれども、この資源管理のあり方を今後検討するに当たって、そういう漁業者がやっているものの評価といいますか、検証といいますか、そういうのがどの程度役立っているのかとか、そういうこともあわせてきちんと評価をやっていただかないとまらないのではないかとということが一つございます。

あとついでにもう一つ申し上げますと、19ページ、一番最後のところになりますけれども、資源管理・収入安定対策の資料が出ております。先ほどの議論の中で、TACとABCの乖離という話も出ておまして、それであるべくABCに近づけていく努力をするという話もあったんですけれども、そのTAC設定の前提としては、やはり漁業経営に配慮してという考え方があったと思うんですけれども、そこをABCとTACを近づけていこうという論議を仮にするのであれば、漁業経営の安定の対策ですね、そのところはやはり一つの大きな鍵になるんだろうというふうに私思っております。

それでこの19ページのイメージ図のところを見てもわかるんですけれども、漁業収入は年によって変動ございますから、いい年悪い年あって、こういう波があるんですけれども、平均すると真ん中の太いラインで、ある程度の一定の金額なりにおさまるといこう

いう前提の仕組みになっていると思うんですが、これが資源状態が悪い漁業等が出てきますと、これが横はレベルではなくて、右肩下がりの形になってくるということになりますと、この右の図である補てん可能な部分の青のレベルがどんどん下がっていくということになりますので、そうすると共済制度というのは、翌年度の漁業の着業に必要なコスト部分を補てんするというか、そういう仕組みでございますけれども、多分、それができなくなってくる、そういう制度的な問題があるのではないかとということを経年前から出ておりますので、あわせてこの辺も新たなことを考えていただくとか、ちょっと資源管理から外れてしまう経営対策、水産庁もきょうお越しになっている課ではないところの所管になるのかとは思いますが、そういうことも含めて、ぜひご検討をいただきたいと思っております。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今の委員の意見に関連いたしまして、23年度から始まりました資源管理計画が3年やってきて、それでどのような評価ということで、これまでにそういう作業をされたことがあるのかとか、あるいは3年から5年の間には評価をして、管理措置といえますか、必要があればその中身についても見直す必要があるんだろうなというふうに思いますが、そういう議論も今回の議論に若干絡んでいく部分があるんだというふうに思いますが、現時点でお考えがあればお伺いしておきたいと思えます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

田添委員、お願いします。

○田添委員 今、幡宮委員がおっしゃいましたけれども、県としましては資源管理していくのは非常に重要です。持続的利用、重要です。それはもちろん議論していかなければいけないんですけれども、やはり漁業者が経営的に成り立つという部分が結構最近厳しくなっております。この一つの要因としましては、その資源の問題だけではなくて、魚価が安い、そういった面もあります。漁場環境、磯焼けが進んでいるということもありますけれども、もちろん資源は議論しなければいけないですけれども、それはもちろんですが、経営的なものも勘案してやっていただきたい。そのことが資源を持続的に利用し、漁業が継

続し、消費者に安定して供給できる。そういった総合的な面で、ちょっと総花になってしまっただけではないと思うんですが、そういった面も勘案して議論をしていただければと思います。

以上でございます。

○櫻本座長 ありがとうございます。総合的な観点からの対策も考慮する必要があるというお話ですけれども、ほかにご意見ございますでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 資源の管理についてのご議論いただくときに、一つは仕分けをした議論をしていただきたい。それは日本の場合は先ほども申し上げましたように、相当稠密に資源の利用をしている。その中で沖合の漁業と沿岸の漁業、両者が生産を行っているわけです。それぞれ、沿岸におけます管理の方法と、それから沖合における管理の手法、これはもう全く異なるものだというふうに思っておりますので、ご議論をいただくときにはぜひその辺について、しっかりと仕分けをしたご議論をいただきたいというふうに思います。

それから今、幡宮委員、それから佐藤委員からお話のありました自主的な管理の問題でございます。日本的な管理の手法の中で、インプットコントロール、テクニカルコントロールというそれぞれの公的な管理をどういうふうに実行あらしめるかという中で、自主的な管理を組み合わせられてきたんだというふうに思っております。それが日本型の管理の仕方であって、ですから私どもは決してオリンピック方式になっているものではないというふうに思っているものです。

しかし、自主的な管理というのは、なかなか表に出てこないというところでもあるんです。ですから今回の中でそういうものをどういうふうに評価をしていくかご議論いただきたい。私ども今月の7日にワシントン大学のヒルボーンさんという教授を呼んで国際的なシンポジウムを開かせていただいたわけですが、そこでも小規模漁業におけます自主的な管理、要するにボトムアップ型の管理が、国際的にも評価をされているということのお話をいただいたところでございます。先ほどノルウェー型の管理というものを紹介されているわけですが、やはり片側でそういうふうな自主的な管理についての国際的な評価等についても、この中で触れていただければというふうに思っているところでございます。

どちらにしても、余り観念的な議論にならずに、今回は魚種別の議論もいただくということのようでございますから、先ほどの資源の問題もそうですが、科学的な知見に基づい

た議論というものをしっかりとやっていっていただきたいというふうにご要望申し上げます。

○櫻本座長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

重委員、お願いします。

○重委員 皆さんのお話とちょっと重なるかもしれませんが、やはりかなり公的規制があって、この17ページの整理で言いますと、公的規制があって、資源回復計画があって、自主的資源管理があってという、かなり錯綜した、見方によってはそういう管理がされているわけですね。

そここのところの性格も、もともと日本の漁村集落が持っていたような、そういう機能が生きてきてこういう管理をやっている部分もあるし、一方でTACみたいに制度的に国としてやはり資源管理をする方向で打ち出してきたもの、そういうものが一緒になっているので、こここのところはやはりここで議論する以上は、やはり国として資源管理をまずやるためのTACがあって、それに対する評価があって、それとの関係で資源回復とか、自主的な資源管理とか、まあ補完的という言い方はよくないと思うんですが、どういう形で関係してきて、そここのところのそれぞれの管理が入ってきていて、だからどのような漁業種類とかどのような魚種がそれぞれに当てはまる。この辺がちょっと明確にやっぱり基本的に最初整理した上で、個別の話に入っていくような形にさせていただいたほうがわかりやすいのではないかと思うのですが。やっぱりいろいろな話がごっちゃごちゃに話してしまうと、本当にわけわからなくなってくるので、そういうところを整理した上でというような進め方をさせていただければありがたいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員 このあり方検討会というのは、恐らくこれまでの資源管理、10年以上前になりますけれども、資源回復計画という計画があったときに、これはもう最終的な計画なんだというふうな説明が国のほうからされて、私ども一生懸命やりました。またそれも漁業者の自主的な管理の集大成だと思っておりますけれども、そういったものの集大成というのが今出ています資源管理収入安定対策だというふうに理解しています。

それでもやはりなかなかうまく資源管理ができていないという認識の上で、またこのあ

り方検討会があるのかなと思っておりますので、資源管理、今ほど各委員さんからいろいろな話がありましたけれども、漁業種類によって、魚種によって、資源管理の手法は当然違ってくると思います。大規模な漁業と零細な漁業がありますから違いますけれども、そういうものを個別に話し合うというのは、本当に時間のかかることなんでしょうけれども、この会議ではそういったところまで踏み込んで、こういった漁業種類ではこういった資源管理が向いているよというふうな話ができると思ってよろしいんでしょうか。また、私どもも一部特殊な資源管理、特殊なといいますか、スタンダードなのかもしれませんけれども、そういった資源管理をやっていますので、そういったことをこういったところで話し合っていて、また大きな展開をこの場で将来を見据えることができると考えてよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○櫻本座長 それは誰かご回答いただいたほうがよろしいですか。今は質問ですよ。

では、お願いします。

○事務局（熊谷） ありがとうございます。今、藤田委員まで共通したところとしまして、非常に資源管理計画なり、これまで行ったことについて、どう評価されているかという話がまず一点目あったと思います。これにつきましては、次回以降にまた資料等整理した上で、ご議論いただきたいと思っております。

いずれにしましても、私ども非常にこれ難しいのは、個別の魚種ごとに、個別の資源ごといろいろなことをやっているという評価できるということ、水産総合研究センターのほうと一緒に今までも調査等してまいりましたが、そういったものを、では外にどう広げていくんだと。全体の資源の中で、それがどう評価されるんだというのは非常に難しい課題があるというふうに考えております。そういったものもちょっとどういうふうに取りまとめることができるかというのがございますが、そういった整理もしていきたいと思っております。

それから特に最後のほうで、藤田さんのほうから、今後大きな個別の議論、個別の魚種、それから漁業種類、それから沿岸・沖合、それぞれのいろいろな特徴を踏まえながらしっかりと議論してほしいということでございます。5回までの議論でございまして、できるだけそういったご趣旨を踏まえながら議論ができるように、私どもも準備を進めていきたいと思っております。

そういった中で、私どもとして今回、いろいろな漁業種類もございまして、それから魚

種もあるということで、4魚種ほどを候補として、その中でできるだけ今、沿岸も沖合も同じ資源をとっているというのもございます。そういった中でできるだけ一つのその考え方の方向性が見い出せればというふうに考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 この資料4-1の16ページにあります、ここで自主的なI Q的取り組みの事例というふうなことで紹介がされているところでございます。この中で今藤田委員が言われた新潟県におけますホッコクアカエビの管理も出ているわけでございますが、私どもはこういうふうな自主的にいわば漁獲枠を設定しているという事例は、結構たくさんあるんだというふうに思っておりますし、これに加えて、例えばプール制を引いているもの、例えば一番有名なのは静岡県のサクラエビの管理、これは全体でのプール制を引いており、結果的には個々の船はそれぞれ均等にとってくるということをそういう中でやっているわけでございますから、私はそういったものも含めて、このI Q的な、要するに個別割当的な管理を行っているものというのは、自主的なものの中に、相当程度今でもあるんだというふうに考えているところでございます。

ぜひ、そういうものについても、この場で資料があれば出していただきながら、それをどう評価するかということも議論していただきたい。I Q、個別割当については、国が行うもの、それから自主的に漁業者団体が行うもの、それからいろいろな形をとって、結果的に個別の割当を行っているような効果を出しているものがあると思います。これを日本型のI Qというような呼び方で一つの類型とし整理をして、逆に国外に発信をしていく。長年にわたって積み上げてきた漁業者の知恵というものを、こういう場でも評価をしていただく。それが漁業者が資源の管理にさらに取り組んでいくことにつながるのではないかとこのように思っておりますので、そういうことについても、ぜひこの中で議論をいただければと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

八木委員、お願いします。

○八木委員 参加型の管理というか、自主的な管理をかなり皆さんおっしゃられておられ

て、私、生物多様性条約だとかいろいろなところに出ているんですが、そこには参加型管理と呼んでいる種類の管理ですね、それは。資源の利用者が参加をするので、規制が守られやすいと。したがって取り締まりを余り労力をかける必要はないという意味で、いい事例だというふうにされています。ただ、なかなか難しいのは、例えばJICAなどがそれをいろいろな途上国に日本型のその参加型アプローチを輸出しようと思ったときに、なかなかうまくいかないというのがあって、ですからどういうところでうまく機能するのかという評価は、そういうのを見ながら研究をする題材かなというふうに思います。

あともう一つ、ちょっと注文なんですけど、資料でよくトン数ベースでいろいろ評価をしてあるところがあるんですが、これ金額にしたほうがいいようなところが多いように思います。例えば資料4-3の4ページに、魚種別漁獲量でそのトン数ごとに書いてあって、上位のほうにTAC対象魚種がなっていますよという表だと思うんですが、これ金額別にこういう表をつくられたほうがいいかなという気がするんです。なぜかという、多分時代によって漁業は違って、昔は食料供給という意味が大きかったと思うんですが、最近では食料供給というより、どちらかというとな経済的な意味のほうが多く重んじられるような気がしますので、あとはその価値が高い魚というのは、やっぱり取り合いになったりしますから、ですからトン数というよりも、どちらかというとな金額で議論したほうがいいようなところがあるかなというように思いました。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

なければ、大変貴重なご提案をたくさんいただきましたので、事務局のほうでこれを整理していただいて、次回以降、議論の対象にしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。3ですけれども、クロマグロ、スケトウダラ、トラフグ及びサバを事例とした資源管理の現状と課題等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（加藤） それでは、資料5に基づきまして、ご説明をさせていただきます。資料をお手元にご用意いただけますでしょうか。

ここではクロマグロ、スケトウダラ、トラフグ、太平洋マサバにつきまして、それぞれ

魚種ごとに資源の状況、あるいは今後の考え方ということで整理をしております。

1 ページでございます。太平洋クロマグロの資源状況等ということで、これは広域漁業調整委員会等でお示ししている資料でございます。資源状況、親魚資源、加入ともに非常に今低い状況という中で、資源管理につきましては1 ページの右欄に書いてありますとおり、沿岸漁業、沖合、養殖、あるいは輸入管理というごとに2010年以降いろいろ取り組んでいるところでございます。

次、2 ページをお願いいたします。今回、WCPFC に関係します中で、ISC という科学委員会のほうで、いろいろな計算をされたものが公表されております。ここでお示しているのは、シナリオと書いてあります左のほうです。これは2002年から2004年の漁獲努力量に対して、どの程度抑制措置をかけた場合に、資源がどのように回復するかというところを整理したものでございまして、右の上にありますシナリオ6と書いてある赤い線が、増加した傾向を示しておりますが、2002、2004年平均の未成魚の漁獲量を50%削減した場合にのみ、このような資源の回復が見られるという計算結果になっております。

次、3 ページをごらんください。ISC からの管理提言ということで、先ほどのデータをもとに漁獲死亡率及び未成魚漁獲量の大幅な削減、また未成魚の加入動向を迅速に把握するための加入モニタリングを強化すべきという管理提言がなされております。

4 ページをごらんください。それを受けまして、我が国としましては今後の方向性等ということで整理をしております。太平洋クロマグロの親魚資源を10年以内に歴史的な中間値まで回復させるということを目標に、当面の間、未成魚漁獲量を2002、2004年の平均レベル——漁獲実績ですが——からの半減に向けて国際的、国内的な対応を進めることとしたいということでございます。

下段のほうに移りまして、国際対策としましてはそれぞれの国際的管理機関において、我が国がリーダーシップを一層発揮するということと、国内対策では先ほど申し上げました半減に取り組むと。具体的な取り組みにつきましては、広域漁業調整委員会等関係者の方々の場で検討をするということでございます。漁業種類別の削減方法としましては、まき網については既に行っております漁獲量の上限規制、これを強化することが方向性としてあると思いますし、また曳き縄、定置等の沿岸漁業につきましては、本年4月から曳き縄等の漁船漁業につきましては、承認制を導入しております。これをベースとした漁獲量のモニタリングシステムということをつくりまして、漁獲を抑制する方法等につい

て検討を進めるということだと思っております。

それでは、一括してご説明します。次、5ページをごらんください。スケトウダラ日本海系群の資源状況でございます。資源につきましては1980年からのデータを載せておりますけれども、1991年以降はずっと減少傾向を示しております、2007年には資源量は8.5万トンと、ピーク時の1割程度まで下がっております。また一方、現在の資源量につきましては、豊度の高い2006年級群が主体となって、過去最低値は若干上回っておりますけれども、依然として低いということで、資源水準は低位で、動向につきましても減少ということになっております。資源管理措置としましては、沖合漁業、沿岸漁業ともにTAC対象魚種でございますので、先ほど説明させていただきましたけれども、TAC管理の面ではABC6,500トンを上回るTACを設定して管理をしております。

それからこれも先ほど申し上げました自主的な取り組みとしまして、年間の総操業隻日数を15%削減する措置、あるいは漁獲金額のプール制ということで、それぞれ対応をしているということでございます。

次、6ページに今後の課題と方向性ということで整理をいたしております。現在、資源研究のほうから調査のほうから見ても、現在の日本海北部海域につきましては、海洋環境の問題等々、資源等うまくいっていない部分がございます、短期的な資源回復が非常に厳しい状況にあるという中、ABCを大きく上回るTACを設定をしております。その横に今後の方向性ということで整理をしております。これにつきましては、やはりそのABCとTACの乖離をできるだけ解消して、長期的な視点で資源回復に取り組むことが必要というように考えております。

また、課題のほうですが、今後の産卵親魚として重要となります比較的豊度の高い2012年級群というのがございます。これを保護するということが必要だと思っておりますし、現在、この資源に対して過剰となっている漁獲努力量、これが存在するということもございます、これにつきましては今後の方向性としては、やはり小型魚の保護の強化ということと、削減されるTAC等による資源管理を的確に遂行できるような体制というものをつくっていくということ、今後の検討の方向性ということではないかということだと思っております。具体的なこととしましては、IQ方式のさまざまな前提条件があると思っておりますけれども、IQ方式の導入ということの検討や、あるいはその資源に見合った漁獲努力量の削減ということが検討材料だというように思っております。

最後に下の、現在非常に資源状況の悪い状況でございますけれども、沖合底びき網漁業、沿岸漁業、さらに地域の水産加工業も、歴史的にスケトウダラに大きく依存をしている状況にあります。一方で漁業としてみてもほかにその代替魚種も乏しくて、非常に経営環境が厳しくなっているという課題がございます。これについては地域産業を存続させるというために、スケトウダラのみならず依存しない産業構造の検討というのが必要であろうということで、整理をいたしました。

次、7ページをごらんください。こちらトラフグの日本海・東シナ海・瀬戸内海系群でございます。この系群につきましては非常に分布回遊の範囲が広がっております。全国ベースの公式的な漁獲量データがないということで、資源評価の指標としましては、下関唐戸魚市場での取扱量ということを活用しております。この資源も図でござんのとおり、非常に低位で減少傾向を示しております。

資源管理の現状ですが、右側でございます。この漁業につきましては、はえ縄漁業と、あとはその他沿岸漁業ということで大きく2つに分かれております。はえ縄漁業につきましては、かつて資源回復計画というものにも取り組んでまいりましたが、現在でも広域資源管理検討会議というものを関係県で設置をしまして、資源管理措置について議論し、実行を進めているという状況でございます。また、それらの取り組みを担保するために、広域漁業調整委員会の指示というものを国として出しております。

もう一つの漁業として沿岸漁業、これは釣りですとか、小型の定置、あるいは小型底びき網というさまざまな漁法によりまして、九州西岸から日本海、瀬戸内海、有明海と、非常に多くのところで漁獲されております。それらの全部で20府県になりますが、独自に一元管理に取り組んでいると。また、下にありますけれども、この魚種につきましては関係県によりまして、近年150万から250万尾の人工種苗を放流して、資源の維持を図っているという状況にあります。

次、8ページをごらんください。トラフグについての課題としましては、まずはやはり生態的に非常に不明な点が多くて、この資源の減少要因というのがいまだ未解明であるという点、また広域で非常に多様な知事管理漁業などが操業し、多くの漁業が成魚から未成魚まで満遍なく漁獲をしているということ、それとあとは課題としましては資源を下支えする種苗放流の効率化というようなものが課題として考えられております。それらに対する今後の方向性としてしましては、科学的知見の充実ということと、やはり関係者が非常に多

ということもあります。それに対する対応としまして、やはり全ての関係者が参画をする資源管理の取り組みを検討しなければいけない。その中ではこれまで中心として漁獲をしてまいりましたはえ縄漁業者による取り組みの継続強化ということや、小型の定置等におけます未成魚の漁獲抑制ということがあります。また、放流に関しましては、種苗放流を効果的に再生産に結びつけるような資源管理の手法というものを検討することが必要と考えておりますし、また関係県の連携によります放流効果が高い海域への放流、あるいは受益を踏まえた費用負担というようなことも検討の課題と考えております。

最後に、マサバ太平洋系群でございます。この系群の資源量も図のとおり、かつては非常に高かったものが減少傾向を続けてまいりましたけれども、2006年ぐらいからだんだんと資源が増加傾向に向かっておりまして、2012年の資源量は109万トンと回復傾向にございます。ということでこの資源につきましては、低位から脱して中位水準まで上がり、動向も増加傾向ということになっております。

次に、管理措置でございます。この資源を中心的にとっているのは大中型まき網漁業でございます。この漁業におきましても、かつて資源回復計画に取り組みまして、同様の取り組みを現在も続けているところです。内容としましては定期的な休漁、あるいは大量漁獲時の臨時休漁というようなこと、またTACの適正な管理ということで、先ほどの資料でも若干触れましたが、海区別に漁獲量の上限を設定をして管理をし、また主漁期におきましては、月別・漁船別の漁獲割当を実施をして厳格な漁獲管理、また一番下に書いてありますけれども、小型魚の漁獲が多くなる時期には、この漁獲割当を削減するというような取り組みを行っているところでございます。

この資源の今後の課題・方向性としてしましては、やはり現在回復基調にある資源の適切な管理ということだと思います。産卵親魚量はBリミットをわずかに超えた水準ということでございますし、また昨年生まれ、2013年級群が卓越年級群と考えられておりますけれども、これを保護するための小型魚の抑制というのが重要だと考えております。

また、回復しつつある資源の有効利用としまして、特にこの海区では改革型漁船といたしまして、いわば船団規模を縮小して漁獲量を削減した上でも収支が見合うということで、さまざまな試験的な取り組みが行われております。そのような改革型漁船導入の中で、どうやって漁業管理をしていくかということが課題かと考えております。

今後の方向性としてしましては、やはり着実な資源回復に向けた管理という面では、現状の

取り組みを評価しつつ、今後の取り組みに反映していくということだと思いますし、また資源のその管理というものと有効利用、より経済的価値の高い操業に結びつけるというところをうまく調和をした操業体制というものを検討する必要があると考えております。ここでは例えば実証試験を通じまして、現在行われておりますその月別・漁船別の管理方式と年間IQを行った場合を比較検証したり、また年間IQに移行する場合に、どのような論点があるかというようなことを整理することだと思っております。また、改革型漁船の評価、あるいはその能力を活用した輸出も視野に入れた操業体制の検討ということが、今後の方向性ということで整理をいたしました。

資料の説明は以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

マサバは回復傾向にあつて、明るい兆しがあるということですが、いずれにしても個別に見ていくと、かなり難しい資源が多いということになると思います。

まず、資料5につきましてご質問をいただいて、その後で今後どういう議論をしていくかという論点のご意見をいただきたいと思っております。まず、資料についてご質問ございますか。

田添委員、お願いいたします。

○田添委員 太平洋クロマグロの資料、2ページなんですけど、50%削減で中間値、回復するというやつですね。これはシナリオが2から7まで書いてあるんですけども、25%削減の次は50%なんですけど、例えば40%、60%、ほかのシナリオの検討はなされたかどうかをお尋ねします。これだけなのかどうかということです。

○櫻本座長 いかがでしょうか。

お願いします。

○長谷増殖推進部長 ISCの場合ではこのシナリオについて議論するということでもあります。それでシナリオの6だけが高くなっていて、ほかは横ばいに見えますが、これも物すごい回数をシミュレーションした上でのその中間値がこの実践になっているので、信頼度、確率の幅を持たせるとシナリオ6も幅を持たせますと下のほうはかなり平たい線になるということですが、逆に相当の確率で下回らないと、歴史的な最低値だったか、管理目標、国としての目安にしているその値を相当の確率で下回らないというのは、このシナリオの6だけになるというようなことでもありました。

○田添委員 ほかのシナリオはないということですね。検討されたのは。

○長谷増殖推進部長 今回の計算ではしていません。

○田添委員 わかりました。ありがとうございました。

○櫻本座長 ありがとうございました。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 I S C が最近会合があって、新しいレポートがもうじき出るかと思うんですけども、そのレポート自体を見て議論することはできるんですかね。I S C の新しいレポート。この図だけではなくて。いつごろですか。

○長谷増殖推進部長 近日中には公表になるというふうに聞いております。

○勝川委員 多分、次までには大丈夫そうですか。

○長谷増殖推進部長 次までには出るのではないかと思います。

○勝川委員 ありがとうございます。

○櫻本座長 ありがとうございました。

ほかにご質問ございますでしょうか。

なければ論点の方に入りたいと思いますが、論点についてこういう点について議論すべきだというようなご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 私のほうから5ページ、6ページのスケトウダラについて、ちょっとお話をしたいなと思っております。資源状況なり資源管理措置等については、この書いてあるとりだろうというふうに思っておりますけれども、6ページ目の今後の課題・方向性、この辺については少しいろいろと申し上げたいなということがございます。

まず、課題のほうの上から行きますと、課題というか今後の方向性、A B C と T A C の乖離の話が書いてございますけれども、ちょっと資料をさかのぼりますけれども、先ほどご説明があった資料4-3の3ページをちょっとあわせてごらんいただきたいと思うんですけれども、ここにスケトウダラ太平洋系群、あと日本海北部系群の資料が出ておりますけれども、当初のA B C とその下に括弧書きで再評価結果と書いてあるんですが、太平洋系群なんかを見ますと、再評価結果で数字がふえているということになります。これは再評価結果できるのは、多分2年後ぐらいなのかなとちょっと思っておりますけれども。

こういうことから、A B C の基礎となる資源算定の加入群のといえますか、若齢ごとの

評価の問題がやはりあるのかなというふうに思っておりまして、どうしても若齢魚のその推定が過少評価になるのではないかなという話なんかを、私ども研究者のほうからちょっと聞いておったりはいたします。それで現行、期中改定とか、TACの数量見直していただく仕組みもあるんですが、最新のデータを入れようと思うと、手続等に時間も要しますので、漁期がもう既に終わってしまうという、そういう技術的なといいますか、そういうタイムスケジュール的な問題もあるというのが一つです。

それで、このTACを沿岸漁業に設定する場合、沿岸漁業にも2つございまして、例えばイカ釣りですとか、サンマですとか、漁場形成に応じて魚群を追いかけていける、そういう沿岸漁業は特に問題はなく、ある程度効率的に漁獲をしていくということも、手法としては可能なのかなと思いますけれども、ここでありますスケトウダラなどについては、沿岸漁業は固定式刺し網であったり、固定式のはえ縄の漁法であったり、沿岸漁業と言っても固定式の漁具を使っております、実際に彼らはいろいろなほかの漁業との関係で、操業できる漁場というものがもう固定されておまして、そういう意味では自分の決められたエリアに網をかけて、入ってくる魚を待つということになるわけですから、ある意味、待ち網の定置網と同じような形態にならざるを得ないということもあって、隣に来ていても自分のところに来なければとれないということもあり、どうしてもTAC配分をされたとしても、残してしまう、そういう性格になってしまうということがございますので、その辺の資源評価の限界といいますか、今の手法のそういう課題と、あと対象漁業の操業形態によって、そういう課題があるということ踏まえたTACの設定なり運用というものは、やはり考えていただきたいということが一つでございます。

それから、その下の真ん中中段のところ、後段のほう、まとめてお話をいたしますと、課題のところ資源に対し過剰となっている漁獲努力量や漁船隻数、要するにこれは今後の方向性のところで漁獲努力の削減とありますから、ある面でそういうような減船というものを示唆しているようにも見えるんですけれども、そういうことを考えたり、あと下にあります地域産業を存続させるためのスケトウダラのみ依存しない産業構造の検討というようところがございましてけれども、これも幾つか課題があるのかなと思っております。特にこっちのほうは経営的な観点から少し申し上げたいと思います。

ほかの代替漁業も乏しい現状にあるということはここにも書いてあるとおり、国もご認識されているんだとは思いますが、先ほどちょっとお話した経営対策としての共済

制度、中身については繰り返しませんけれども、共済制度の課題、資源が下がっていく中で共済制度でどこまで補てんできるかという現状のその仕組みの問題がございますので、これを進めるのであれば、そういうものの検討なりが必要であろうというのが一つでございます。共済制度というのはフロー、要するに年間のその収入の部分ですから、フローの話でございますけれども、スケトウダラのみには依存しない産業構造の検討ということであれば、例えばほかの漁業に転換していくということにもなってくるんでしょうけれども、そうしますと、転換すると言っても新しい漁具を用意するだとか、いろいろな面で設備投資なり、船も直さなければならぬとかとなってくると、今度そういうストック、要する資産をどうやって取得していくかという話も出てまいりますので、そういう資産取得なり、そういう転換していくための経営対策といいますか、そういうものがセットではないと、TACをこういうふうに変えていきますよという話だけでは、実際に漁業者は多分ついてこれないということが現実としてあるんだと思います。

ということで、そういう資源管理、漁業経営を勘案して今までTACの設定をしていたわけなので、それをABCに近づけていくということであれば、当然それに伴う経営対策ということをしっかり講じていただくということをお示しいただかないと、漁業者側とお話を今後していくにしても、なかなかその理解は得られないのではないかなということが一つあります。

あともう一つなんですが、転換するにしても転換できる漁業があるかとか、資源があるかという話が次に出てくると思いますけれども、そこについては特に経営が成り立つような、そういう新たな資源づくりといいますか、そういうことも必要なのかなと思っております。ちょうど8ページのところに、トラフグのところの一番右下のところに、関係県の連携による放流効果が高い海域への放流などの費用負担ということもありますので、例えば北海道にもこういうようなものを導入して、広域的な栽培漁業みたいなものに資金を入れていくだとか、あわせてやっていくというようなことにならないと、きょうここに書かれているような今後の方向性を進めていくというのは難しいのかなというか、そういうものが必要なんだろうというふうにはちょっと思ったものですから、発言をさせていただきました。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

田添委員、お願いします。

○田添委員 クロマグロ、4ページのところになりますが、本件、実はマグロの規制といえますか、その対象の大中型まき網漁業、それから沿岸漁業で曳き縄、定置、それからその種苗でとった養殖ということで、非常に多種多彩なクロマグロに関する漁業があるわけですが、一つお願いしたいなと思いますのは、2番目の曳き縄、定置網等の沿岸漁業、モニタリングシステムを構築し漁獲を抑制等と書いてあるんですけども、我々のほうでも試験場を初め、現場をよくわかっている者に聞きますと、やはりかなり現実的に難しいんですね、モニタリングの仕方とかですね。どうやって抑制するんだらうと。先ほど言いましたように、やっぱり漁業も経営が成り立たなければいけない、ぽんと切るわけにはいかないということがあるので、これについてなかなか難しいと思うんですけども、次回以降、3回目になるんでしょうかね、マグロは。そのときに幾つか案を、考えられる案を我々も提案していきたいと思うんですけども、水産庁からも具体的ないろいろな提案をしていただきたい。それにあわせて、私のほうも漁業者、養殖漁業者等に直接お話もお伺いしておかないと、この場で議論で間違っただけではいけないなと思っております。そのために、次、第2回か第3回会議のどちらでマグロを予定されているのかを聞きたいのが1点。

もう一つは、トラフグですけども、トラフグも長崎県盛んでございまして、実は有明海で種苗を放流して、産卵親魚がサケよりも高い、回帰率が95%ぐらいだと思いますけども、そういういろいろなデータが出ております。産卵親魚がふえているというデータがあります。一方で瀬戸内海のほうが減っているということで、それが原因ではないかという研究者の話になっているんですけども、この検討をするときに、瀬戸内海群と有明海の放流群を比較しながらしていくと、非常に見やすいのかなと。もう一つはここでゼロ歳魚というのが書いていないんですが、ゼロ歳魚で漁獲実態、とっている実態はございますので、そこに対してどういうふうにメスを入れて、メスを入れるということは痛みが伴いますから、その補償的など言ったら言葉は悪いかもしれませんが、そこをどう考えていくかという、そういった点が論点になるのかなというふうに思っていますので、以上、よろしく願いいたします。

○櫻本座長 ありがとうございます。幾つか質問が出ておりますが、今お答えいただけますか。

○田添委員 いただけいいですか。

○事務局（加藤） 冒頭、申し上げましたように、さまざまな論点をいただいた上で、最後のほうで今後2回目と3回目、どういう魚種でやるかというのを皆さんのご意見を伺おうとは思っております。またちょっといろいろなご意見を伺った上でお話ししたいと思います。

○櫻本座長 では最後のところで、その日程調整ができると思います。

ほかにございますでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 先ほど2つお願いをしたいと思うんですが、1つは先ほどもお話ししましたように、個別の魚種の検討においても、沿岸漁業の管理と沖合漁業の管理、ここはしっかりと仕分けをして検討いただきたい。特にこの個別の魚種の問題については、現在の地元の漁業者の意見をしっかりと踏まえて議論をしていただきたいというように思います。

2つ目はトラフグ、8ページのところで、資源管理と種苗放流の連携による効果的な資源増大というふうにございます。このトラフグも今ご紹介あったように、非常に放流の効果が高いというふうに私ども認識をしているところでございます。ですから、やはりここはしっかりと種苗放流についてのここにあるような検証をしていっていただきたいと思うんですが、ただ、この種苗放流については、三位一体改革の中で地方にもう税源移譲されてしまったということで、各県がいわば県段階でこれを対応していただいているというところでございます。

このようにやはりトラフグのように広域に回遊するものについては、なかなか各県段階での取り組みというのが、いろいろでこぼこが出てくるというところでございます。徐々に県の財政も厳しくなっていく中で、この種苗放流に対するやはり対応も弱くなってきている。やはり効果的なものについては、ぜひこれを漁業者の管理とあわせて、種苗放流を行っていくということが非常に有効だと思っておりますので、ここにありますように、新しい放流漁場というものを見つけていくであるとか、そういうふうな種苗放流におけるいろいろなリスクを伴いながら、取り組みをしていくというふうな取り組みであるのであれば、ここはこの資源の管理とあわせて、ぜひもう一回その国が少し前面に出た形でのこの種苗放流のいわば連携の中で、ぜひこれについてはこの中でもご検討いただけないかなということでございます。

北海道においても先ほど幡宮さんからご紹介のあったような石狩湾の地域性のニシンについては、それまで非常に放流もやってきたんですが、非常に低レベルな放流をやってきた。それは道庁の非常に英断で、やはり桁の違うような放流をやったことによって、あれほどのやはり資源の回復が図られていると、こういう例もございますので、ぜひここは資源の管理と連携をした形でここにあるような種苗の放流について、新しい国のお考えを示していただければと思います。

以上でございます。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、今いただきました貴重なご意見をまとめていただいて、次回以降でそれについて議論していきたいと思えます。

それでは、このあたりで個別の資源についての議論は閉じさせていただきまして、議事の4に移りたいと思えます。議事の4はその他ですが、まず冒頭、事務局から発言がありました第2回及び第3回検討会の進め方について、ご意見を伺いたいと思えます。

まず、事務局側から原案を示していただいて、それについてご意見を伺うということにしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○事務局（加藤） では、事務局としての案をご説明いたします。

第2回及び第3回につきましては、本日の議論を十分踏まえるとともに、いろいろ準備の都合等ございますので、まず来月中旬に予定しております第2回の検討会におきましては、現行の資源管理施策の検証の一環として、まずはIQ、あるいはITQについて、各委員の方々の間でのフリートーキングをいただければと思っております。この議論の中で先ほどご発言のあった藤田委員からも、今直接担当されておりますホッコクアカエビのIQ導入等についても、何かご報告いただければと考えております。

また、個別の魚種としましては、ただいまご説明しました4魚種の中から、自主的なIQの取り組みが一部で見られておりますスケトウダラとマサバについて、ご議論いただければというように思っております。その際には関係漁業団体の方にもご参加をいただいて、今後どういう取り組みを行っていくかというようなことについて、いろいろなご意見を伺った上でご議論いただきたいと思いますと思っております。これが第2回目についてでございます。

その次、5月中旬に予定しております第3回検討会におきまして、太平洋クロマグロと

トラフグについて、ご議論いただければと思っております。これら魚種につきましても、本日のご意見を踏まえて、いろいろ検討を進めていきたいと思っておりますが、この2魚種につきましてもその関係者からご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。それに当たりどのような関係者からのご意見を伺うべきというようなことについて、委員の皆様からご意見があればぜひいただきたいと思っております。

それから、これら検討に向けましてできるだけ可能な限り、水産庁の職員も現地にお伺いする機会をつくりたいと思っております。そのようなことを含めまして、今後議論を進めさせていただければと思っている次第です。

事務局からは以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

今、第2回、第3回について、事務局側から原案が示されましたけれども、それについて何かご意見ございますでしょうか。

第2回にIQ、ITQのフリートーキングを中心にして、それから藤田委員からホッコクアカエビの例をご報告いただく。それから4魚種、スケトウダラ、マサバ等についてもお話をいただくということで、4魚種のうち、スケトウダラ、マサバを第2回で行う。それから第3回、5月中旬に予定されておりますけれども、そこで太平洋クロマグロ、トラフグについて議論していただくというのが原案でございます。これでよろしいでしょうか。

ほかにこういう方をお呼びしてお話を聞いたほうがいいのかというようなご意見があれば、お伺いしたいと思います。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 長崎県の壱岐市でマグロ資源を考える会というのを一本釣りの漁師たちがつくっているんですね。マグロが最近減っていったり何とかしたいということで活動されていますので、そういう人の話を聞いてみるといいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。事務局のほうで対応ができればよろしく願いいたします。

○事務局（加藤） 検討させていただきます。

○櫻本座長 八木委員、お願いします。

○八木委員 私も漁業者の方々を呼ぶのはいいと思うんです。特に呼んで、先ほど何のために漁業をやっているのというのが、ちょっと意見、いろいろな人が思っている意見が違

うのではないかという話をしたんですけれども、だから雇用維持ですとか社会の維持のためにやっているのか、それとも経済で経済効率上げて儲けたいと思ってやっているのか、それとも資源を守りたいという意味がどれぐらいあるのかと。その3つのバランスのどこを重視しているのかとか、そういうのも教えていただくのに非常にいい機会なので、漁業者の皆さん、ぜひ呼んでいただければと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 今の資源と雇用と経済、これって全然オルタナティブではなくて、全部そろっていないと漁業って成り立たないと思うんですね。資源がなければ漁業は成り立たないし、経営が成り立たなければ雇用にならないではないですか。ですから、これは全部アンドで満たすべき条件であって、そのうちどれをとるかという話ではないと思うんですけれども。コメントです。

○櫻本座長 八木委員が言われているのもそういう趣旨だと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○事務局（熊谷） 先ほど最初の資源管理のいろいろなところをご議論いただいた、いわゆる収入安定対策とか、今やっている自主的なものをどう評価するかというところの議論でございますが、次回ではちょっと準備が難しいと思いますので、第3回以降になるかと思いますが、先ほどの資源管理計画とか、その辺の自主的な管理についても、議題として論点になりましたので、その次で準備させていただきたいと思います。

また、今日いただいた幾つかの資料上、不十分な部分があったものにつきましても、次回、できるだけ可能な範囲で整理して報告するようにしたいと思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

濱田委員がまだご発言いただけていないので。普段の大学のとくと随分違いますが、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうにお返しします。

○事務局（加藤） 本日は長時間にわたりましてご議論いただき、ありがとうございます。本日、皆様からいただいたご意見等につきましては、後日整理をして事務局より各委員の方にご確認等をお願いしたいと思っております。

次回日程につきましては、繰り返しになりますが、4月の中旬に予定をしております。
具体的な日時場所につきましては、また各委員と調整をさせて進めさせていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○櫻本座長 では、これで第1回目の資源管理のあり方検討会を閉じさせていただきます。

どうも今日は長い時間ありがとうございました。